

第2回 総務文教委員会記録

- 1 日 時 令和2年6月16日(火) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 6名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 八 木 清 美 | 委 員 | 天 野 京 子 |
| 副 委 員 長 | 霜 鳥 榮 之 | ” | 高 田 保 則 |
| 委 員 | 佐 藤 栄 一 | ” | 岩 崎 芳 昭 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- 議 長 関 根 正 明
- 7 説明員 16名
- | | | | |
|-------------|----------------------|------------------|--------------------|
| 副 市 長 | 西 澤 澄 男 | 企 画 政 策 課 長 | 葎 原 利 昌 |
| 総 務 課 長 | 平 出 武 | 財 務 課 長 | 平 井 智 子 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 谷 川 賢 治 (所管事務調査から) | 市 民 税 務 課 長 | 大 野 敏 宏 |
| 危 機 管 理 室 長 | 丸 山 豊 (所管事務調査から) | 教 育 長 | 川 上 晃 |
| 総 務 法 制 係 長 | 阿 部 厚 志 (所管事務調査から) | こ ども 教 育 課 長 | 松 橋 守 |
| 防 災 係 長 | 保 坂 尚 忠 (所管事務調査から) | こ ども 教 育 課 長 補 佐 | 阿 部 光 洋 (所管事務調査から) |
| 人 事 係 長 | 小 林 あ ゆ み (所管事務調査から) | 生 涯 学 習 課 長 | 鴨 井 敏 英 |
| 広 報 係 長 | 杉 本 孝 之 (所管事務調査から) | 生 涯 学 習 課 長 補 佐 | 宮 川 尚 史 (所管事務調査から) |
- 8 事務局員 2名
- 局 長 築 田 和 志
- 主 査 道 下 啓 子
- 9 件 名
- 議案第 33 号 妙高市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第 34 号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について
- 議案第 38 号 工事請負契約の締結について (第三・斐太南・矢代保育園統合園新築・建築工事)
- 議案第 40 号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算 (第5号) のうち当委員会所管事項
- 陳情第 6 号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
- 10 所管事務調査
- 八木 清美委員
- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について
- 11 閉会中の継続審査 (調査) の申し出について

○委員長（八木清美） ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

議案第38号の事件議決1件、議案第33号及び34号の条例改正2件、議案第40号の所管事項の補正予算1件の合計4件であります。

議案第38号 工事請負契約の締結について（第三・斐太南・矢代保育園統合園新築・建築工事）

○委員長（八木清美） 最初に、議案第38号 工事請負契約の締結について（第三・斐太南・矢代保育園統合園新築・建築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第38号 工事請負契約の締結について（第三・斐太南・矢代保育園統合園新築建築工事）について御説明申し上げます。本案は、第三保育園、斐太南保育園、矢代保育園の老朽化に対応するとともに、混合保育の解消やニーズが高まっている乳児保育の実施など保育環境の充実を図るため、白山町地内新井運動公園の芝生広場に整備を行う統合園の建築工事請負契約について委員会の議決を求めます。

次ページの議案第38号参考の入札調書も併せて御覧ください。この請負契約につきましては、5月18日に3つの特定共同企業体と指名競争入札を行い、その結果、消費税を含む金額となりますが、契約金額5億7750万円で岡田・保坂特定共同企業体と仮契約いたしました。議会の議決を得て本契約を締結したいものです。

以上、議案第38号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第38号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

今まで入札調書等々でもって見ていたときにですね、建築工事の関係だと非常に予定価格に近いところでもって入札がなされてきているんですね。なんだけども、今回は予定価格を上回って、3社で入札していて、予定価格を2社上回っていると。収まっているのが1社だけというのは、これは課長に聞いたってその真髄は分らんけども、こういう実態というのは今までにあったかどうかというのと、これだけ差が出ているというのは計算ミスなのか、その辺の認識はいかがですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 建築系の積算につきましては、ほかの工種に比べまして標準単価のない材料が多く、見積り単価を採用しております。そこで、見積り単価受給の状況を考えて市場単価に近づけているので、設計額がより実勢価格に近くなるという傾向があるため、建築系工事の落札率は非常に100%に近いということが多いということがあります。今回1回目の入札で落札したということで、過去の3園、統合園の工事がありましたが、そちらにつきましてはいずれも1回で入札が決まったということではなくて、再入札ぐらいで決まったということが多くございました。今回につきましては、技術的施工難度が高い工事でもありませんでしたし、それから特殊な工法とか資材を使う工事でもないということ、それから公告から入札までの期間を、連休が入りましたので、31日間と非常に十分期間を取りましたので、その間業者のほうで内容を精査され、質疑応答も行ったんですが、54件という非常に多くの質疑も寄せられましたから、設計内容に対する熟度が高まって、そこで見積りとか積算の精度が高くて、こういう結果になったのではないというふうに分析しております。

○委員長（八木清美） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第38号 工事請負契約の締結について（第三・斐太南・矢代保育園統合園新築・建築工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 妙高市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第33号 妙高市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） それでは、お願いします。議案第33号 妙高市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、著しく危険、不快、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した職員に支給される特殊勤務手当につきまして、防疫等作業手当の支給対象となる家畜伝染病の種類と作業内容を市長が別に定める場合に追加できるよう条例の一部を改正するものであります。

具体的には、議案第33号参考を御覧ください。1枚はぐっていただくとあります。条例第3条第1項第2号の規定において、これまで口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザに限っていた家畜伝染病に「その他市長が別に定める家畜伝染病」を追加できるようにしたいものであります。

また、第3号を追加することにより、これまで家畜の屠殺、死体の焼却、埋葬、畜舎等の消毒作業など、感染した家畜等への直接的な作業を支給対象としてまいりましたが、これ以外に間接的な蔓延防止作業で「市長が定めるもの」も追加できるようにしたいものであります。

条例を改正後、国家公務員の制度に準じまして、規則において「豚熱」を追加するとともに、豚熱発生時に野生イノシシの死体の運搬や捕獲現場の消毒など、間接的な作業を定めることとしております。

以上、議案第33号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第33号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 追加条文なんですが、これは豚熱発生時のみの対応となるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回想定していますのは、豚熱が発生したときにですね、その規則のほうにおきまして豚熱のほうを規定いたします。そのほかにつきましても、今後ですね、現在特例でですね、人事院規則において特例で

定めております新型コロナウイルスへの対応等についてもですね、今後そういったものが定着といたしますか、定常的にあるような形になる場合については、そちらのほうも規定されるというふうなことで考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） その場合は、全て規則で対応していくという形でよろしいのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） そのとおりでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今内容的にちょっと総務課長のほうからイノシシに関することを言われたんですけど、もう少し詳しくその業務内容をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回イノシシですけれども、今までは屠殺といたしますか、そういった猟銃を持ってですね、対応する方とか、そういう方を想定していたんですけれども、今後につきましては先ほど申しましたとおり死体を運搬する手伝いですとか、そのほかにわなの見回りですとか、それとか消毒作業ですね、豚熱といたしますか、死体を発見した場所のところの消毒作業とかですね、屠殺とかにですね、そういう直接関係しない部分のところについてもですね、対応できるようにというふうなことでですね、考えまして、今回このような規定をさせていただいているところであります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて、その下に1回につきこれ290円というふうになっていて、これ出動1回に290円なんですか。それとも、1日とか時間とか、何も関係ないのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 1回につきというのはですね、1日というふうな御理解でいただければと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この290円、今も1日という形なんだけども、内容的にはどうなるのかなど。時間とかというのは関係なしに、1件という位置づけで1日という対応をするのか、その辺はどうなっています。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 1回の出動についてということで、1日1回出動するというような形ですけれども、1回出たから、2日になったら、2日延べになれば2回というふうなカウントをしていきますんで、時間当たりという概念はございません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これまでに妙高市ではそういう実績というのはなかったんだろうというふうに思うんですけども、実績対応というのは経過どんなもんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） これまでの実績ということでありますけれども、平成28年度にですね、上越市の養鶏場で発生しました高病原性鳥インフルエンザの対応につきまして、今回の特殊勤務手当、日額380円相当を支給しております。それ以降につきましては、平成29年度以降の支給実績はございません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今それぞれに御説明いただきましたけども、我々人間界の中でも突然ですがでもって新型コロナが出てきたと。こういう鳥獣類の絡みの中でも、いつ何どき何が入っていくか分からんような状況であったり

もしています。それに備えてという形であるんですけども、そういう課題が発生した時点でのやっぱり市民に対する広報といいますか、お知らせですね、それとそれに合わせた防衛というか、防護というか、そういうものについてのものもきちんと対応していってもらわなきゃならんというふうに思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回特殊勤務手当の形で、防護の関係については農林課の所管になるんですけども、今回の豚熱の関係につきましても、主に県のほうと連携しまして、新潟県のほうのですね、農林水産部のほうで報道資料ということでですね、第1例目の4月20日に出ました豚熱につきましては、市内の西野谷新田の水田で発見されたものでございます。そういうものにつきましては、マスコミの皆さんにですね、報道でリリースすることによって広く県民の皆さんといいますか、市民の皆さんを含めたですね、方への報道をさせていただいております。そのほかにつきましても、関係するですね、養豚場の関係の方、あるいは地元のいろいろイノシシの関係のですね、猟友会の方とですかね、協力していただける方についてはそれぞれ個別にですね、所管の農林課のほうで連絡をさせていただいて対応しているというふうな状況であります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今ちょっと関連で出ましたけども、実際イノシシの場合はですね、猟友会もそうですし、地元の対策協議会もありますし、それぞれ協力団体というのがあるわけですよ。職員だけでは処理できないというケースが恐らくほとんどだと思います。そういう中で、その協力員のそういう対しての補償といいますか、手当とございますか、そういうものはどういうふうな考え方でいらっしゃいますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） いろいろなその協力団体の関係につきましては、所管課のほうで把握しておりますので、私のほうで把握してございません。ただですね、当課で関係します会計年度任用職員等に該当する鳥獣対策専門員ですとか、鳥獣被害対策実施隊員につきましては、それぞれのその任用制度の形の中でですね、特殊勤務手当相当額を積算しまして、お支払いするという形になっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） じゃ、個別には所管課でということなんですね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） それぞれ所管課とございますかですね、それぞれの所管の制度においてですね、補償、あるいはお支払いするものについてはお支払いするという考えでございます。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第33号 妙高市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第34号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） ただいま議題となりました議案第34号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第34号の一番後ろの資料となりますが、新潟県妙高市市税条例等の一部改正の概要を御覧いただきたいと思っております。本案は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法等の改正が行われたことから、市税条例及び都市計画法の改正を行うものでございます。

主な改正内容について御説明申し上げます。まず、1番目の令和2年度税制改正によるものでございますが、個人市民税では、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しを行うほか、扶養親族申告書の様式について所要の改正を行うものでございます。

次に、固定資産税では、所有者不明土地等に係る課税上の課題に対応するため、使用者を所有者とみなす制度の拡大及び現に所有している者の申告の制度化を図るものであります。

次に、たばこ税でございますが、軽量の葉巻たばこの課税標準について、段階的に葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に見直すものであります。

続きまして、裏面のほうを御覧ください。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による税制上の措置に伴うものでございますが、まず徴収猶予の特例では収入が大幅に減少し、一時的に納付が困難と認められる場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられたことによりまして、その手続に係る条文の整備を行うものであります。

次に、固定資産税では、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするほか、生産性向上特別措置法に基づく設備投資に対し、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるなどの特例措置の拡充を行うものであります。

次に、軽自動車税では、軽自動車を取得した場合の環境性能割の軽減措置を6か月間延長するものであります。

最後に、都市計画法でございますが、固定資産税と同様に、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税分に限り事業用家屋に係る都市計画法を軽減するものであります。

以上、議案第34号につきまして御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第34号に対する質疑を行います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） まず、固定資産税関係のその調査をし尽くしても所有者が一人も明らかにならない場合って、その調査というのはどこのレベルまでの調査をしたという形の中での判断なんでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 所有者不明の場合ですけども、私どものほう相続人調査等もさせていただくんですけども、戸籍調査ですとかによります相続人調査ですとか、不動産登記簿の調査、それから現地のほうに訪問した調査、

それから財産調査等もさせていただきながら、調査をしても所有者が判明しないというような形になってくるかと思えます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） その場合、その実際の今の使用者に対して課税するというのですが、例えばこれがですね、その使用者に課税が5年、10年、例えば20年というふうに続いていった場合に、その登記簿上の所有者等の権利関係というのはどのように変わっていくでしょう。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 登記簿上の所有者課税というのが原則なんですけども、今回私どもの調査で使用者がいる場合、判明した場合はですね、自治体の判断で課税できるということで、その場合使用者のほうに通知した上で、固定資産税課税台帳のほうに登録するというような形になります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） もう一点お願いしたいと思います。

今回コロナの関係で、要は税制上の特例措置ということで、徴収猶予の特例が設けられたわけなんですけども、これに伴いまして、妙高市そんなに財政規模大きくないわけなんですけども、その中で一般財源としてのその税収の影響額というのはどのような形で。概算でいいですが、どのくらいになるのか。その辺分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 地方税法の改正が4月30日に行われまして、施行、公布されまして、徴収猶予の特例が設けられました。それから、それによりまして、現在ですけども、徴収猶予の申請許可件数ですけども、現在10件いただいております。猶予額につきましては、約1500万円ほどの猶予を許可しているところでございます。こちらにつきましては、期別ごとに徴収猶予の申請許可という形になりますので、今後また状況によっては申請件数も増えてくるというような見通ししております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1点お聞かせください。

③のたばこ税の関係です。まだたばこ愛好者が大分いるので、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直して、この軽量の葉巻たばこというのはどのような位置づけで見ているのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 軽量の葉巻たばこにつきましては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいうこととございまして、これまで重量1グラムにつきまして紙巻きたばこ1本に換算していたところですが、今度は葉巻たばこ1本につき紙巻きたばこ1本に換算する方法に変えるということとございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最後分かったような、分からん形だった。1グラム、要するに今、日本の紙巻きたばこだと何ミリグラム云々というかとやっているけども、葉巻になるとミリじゃなくてグラムという位置づけになるのかな。この葉巻たばこなんていうのは私も知らないんだけど、だけども換算するっていったときにはどういう形になるのかなという位置づけなんですよね。そのグラムの単位というのは何だったっけ、あれの関係なのかなと思うんですけども、その辺のそこはもう一度お聞かせ願えますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） これまで葉巻たばこにつきましては、重量1グラムに対しまして紙巻きたばこ1本というように換算していたんですけども、今後につきましては葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に見直すものであります。

〔「目方関係なしね」と呼ぶ者あり〕

○市民税務課長（大野敏宏） はい。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第34号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち企画政策課所管事項について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページを御覧ください。一番上の2款1項1目一般管理費の情報システム運用管理事業は、社会保障・税番号制度に係る情報を管理している自治体中間サーバー・プラットフォームが5年経過し、システムの安定稼働等を図るために令和3年度に更新されることになったことから、次期システムへ接続する庁内ネットワーク機器の設定などを行うものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 続いて、こども教育課の所管分について説明いたします。

まず、歳出について説明申し上げます。補正予算書の10から11ページ、中段の3款2項1目12節委託料の児童手当支給事業、社会保障・税番号制度児童福祉システム改修委託料につきましては、児童手当制度とマイナンバー制度との情報連携を図るためのシステム改修を行うための費用となります。

次に、下段から13ページにかかる10款2項2目と同3項2目、同じく同4項2目の小・中・特別支援学校費の教育振興費の12節委託料、14節工事費、17節備品購入費になりますが、パソコン等による情報教育推進事業の学校ネットワーク環境整備工事設計委託料、同じく環境整備工事、情報教育用備品購入費は、新しい学習指導要領に基づく情報活用能力の育成やプログラミング教育などを実施するために必要となりますICT環境を小・中・特別支援

学校に整備するため、タブレット端末の購入や無線LAN環境の整備等に係る経費を補正するものです。事業の概要やタブレット端末の導入数などにつきましては、最終ページにあります補正予算の概要資料を御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳入について説明申し上げます。戻りまして、8から9ページ上段の16款2項2目2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援授業費補助金につきましては、歳出で説明いたしました児童手当支給授業の社会保障・税番号制度児童福祉システム改修委託料に伴います国からの補助金で、3分の2の費用が補助されます。

その下、同じ款項の5目1節小学校補助金、2節中学校補助金、5節特別支援学校費補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金につきましては、歳出で説明いたしました学校の無線LAN環境の整備のための設計委託料と工事費に伴う国からの補助金で、その2分の1の費用が補助されます。

また、公立学校情報機器整備費補助金につきましては、タブレット端末の購入に伴う国からの補助金で、購入台数のうち児童・生徒数分の3分の2の台数について、1台当たり定額の4万5000円が補助されます。

次に、下段の23款1項8目1節小学校債、2節中学校債、4節特別支援学校債は、今ほど説明いたしました学校の無線LAN環境の整備のための設計委託料と工事費に伴う地方債で、その費用から国の補助金を差し引いた残りの負担額の9割を市債として借入れするものです。

最後に、戻りまして4ページ、御覧いただきたいと思います。第2表地方債補正になります。起債の目的でありますパソコン等による情報教育推進事業の限度額5640万円ですが、今ほど歳入で説明いたしました市債を追加で補正するものです。

以上、こども教育課所管分につきまして御説明申し上げます。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 続きまして、財務課所管事項について御説明いたします。

歳入であります。8ページ、9ページを御覧ください。21款1項1目繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第40号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それぞれの学校に設置ということでもってなんです。今後この工事に入っていくという形になるんです。この工事に関しては、昨年ですかね、エアコンの絡みもあつたりしたんですが、それぞれの学校に関わるという形なんで、やっぱりコロナウイルスの関係等々で仕事がどうのこうのといろいろな条件があると思うんです。そんな中でもって、今後この実際に納品の問題や、それから実際工事の関係等の割り振りといひますかね、契約等についてはどのような考え方でいるかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 工事の発注につきましては、これから設計出しますけれども、その設計書の内容や施工期間、それから業者の受注機会の確保などを勘案しまして、指名審査委員会において協議、判断してまいりたいと思っております。市内業者の受注機会の確保ということに十分配慮してまいります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 仕事、工事のね、内容って私もちょっと分かんないんだけど、これはそんなに大したというか、大変なことでもないだろうと。品物を納めるのに、全国的に動いているから、全くエアコンと一緒に、全国的に動いていて物がどうのこうのという、こういうのもあつたりするんですが、いずれにしても地元業者を育

てるという位置づけの中でもって配慮をしていていただきたいなど。ただ、市内業者がどれだけあってどうのというの私は分かりませんが、そのところをきちんとした位置づけをしていただきたいと思います。そういうことでお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 品物の全国から受注が来るということになりますので、非常に大変な業務になるかと思っておりますが、その辺も考慮して対応していきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） このタブレット端末を導入するのに私も賛成なんですけど、一つ心配なのは子供の健康という部分で、この前も議会の中でちょっと質疑させていただいたんですが、子供の視力の関係ということでちょっと伺いたんですが、だんだん、だんだんと小学校、中学校の子供たちのいわゆる近視の子供たちの数が増えていると。そんな状況があるんですけども、このタブレットを使うことによってさらに授業の中での使用時間が増える。そのことによってまたさらに子供の視力の低下というものが心配されるというふうに私は思っているんですけど、その辺の対策はどのように考えているかお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおり、そういうメディアを利用することによりまして、子供の視力の減衰につきましては懸念されるものだと思います。子供の視力につきましては、毎年学校のほうで検査をしておりますし、あとメディアを使うことによりまして、目の疲労ですとか、あと多少明滅したりとかするということで、刺激によってもしかすると気分的に不調を来す子供さんもいるかもしれませんので、その辺は授業につきましてもずっと画面を見放しでやるのではなくて、そういう部分にも十分に配慮しながら進めるように今後また学校のほうとも協議をしてみたいと思っております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ちょっと教えてください。このたびコロナの関係もあり、ネット教育が急速に子供たちに進むということで、テレワーク等にも役に立つという教育をいよいよ国としてやることはいいと思うんですけども、妙高市においては、今中学生が携帯電話、スマートフォンを持たないという、そういう運動を同時にやり続けていると思うんですが、今後ネットができるようになる環境の中で、様々ななかなか親御さん、また学校の先生が目が届かないところの知識もまた増えてくるのではないかという懸念があります。今後の方針として、今までどおり中学生には、また小学生にも携帯電話、スマートフォンを持たせないでいこうという方針を続けるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今回仮にタブレットを導入したとしても、通常の授業で使うということで、基本的には学校のほうに置いておいて、家庭には持ち帰らないという状況で使用するようになります。ただ、コロナですとか、災害ということで学校のほうに休業になりまして、学校で授業ができないということになれば家庭のほうに持ち帰ってということになりますけれども、今想定していますのは基本は学校の授業で用いるということで想定しております。その中で、今委員さんおっしゃられましたスマホですとか携帯電話につきましては、引き続きやはりこれについては持たない、持たせないという運動については続けてまいりたいと思っております。ただ、最近の風潮としましては、子供たちが被害に遭うということも当然あるんですけども、その反対にSNSということで安易に使って加害者になるということも懸念されますので、そういう部分についても情報教育を児童・生徒、それから保護者に対して行いながら、適正な使用については今後も引き続き働きかけていくというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 先ほど国の補助が1台につき4万5000円の補助という説明があったんですが、例えば小学生の低学年、それから高学年、それから中学生、それぞれやっぱり見る中身が大分違ってくると思うんですけど、また中身、授業もかなり高度化していきますんで、それでその中におおよそは別にして、その組み込むソフトというのをですね、やっぱり低学年用、中学年用、中学生用とやるのか、それとももうどこ行っても全部使えるように全部組み込むのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ソフトとといいますか、アプリになるかと思うんですけども、そちらにつきましては、今委員おっしゃられたような学年別に使い分けるような仕様というのは今のところは示されておりません、共通のものしか今のところは示されておりません。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決をします。

議案第40号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

陳情第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める 陳情

○委員長（八木清美） 引き続き、全員協議会において当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

付託されました陳情第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情を議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 将来を担う、また未来社会基盤づくりにつながる子供たちの教育というのは極めて重要です。そんなことから、子供たちがですね、いわゆる丁寧にまた対応するためには1つのクラスの学級規模を引き下げる必要があると思いますし、また保護者の30人以下の学級を望んでいるということも明らかであります。そんなことから、またさらには負担率引下げは地方財政の圧迫を招く等弊害も予想されますので、本陳情には私は賛成であります。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 毎年この陳情は出されているんですが、毎年私も賛成してきているところです。なかなか○

ECD並みの予算がつけてられないというのが非常に残念で仕方ないんですが、これが早く実現することを願っております。賛成です。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 私も同様に賛成です。お願いします。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私も賛成です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 賛成です。

これは、もう大いに進めなきゃならないと思っています。いつも陳情で出されるけども、請願で出してほしいなというふうにしています。賛成です。

○委員長（八木清美） これより起立により採決します。

陳情第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（八木清美） 着席してください。

賛成委員全員であります。

よって、陳情第6号は採択されました。

陳情第6号は採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意見書を決定する必要があります。

まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について何か御意見ありませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 提出者は委員長、賛成者は委員全員という形でお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） ただいま佐藤委員より提出者は委員長、賛成者は委員全員という意見が出されました。

お諮りします。ただいまの提案のとおり提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、意見書案文の精査について何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 特にないようですので、本案文を意見書としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任されることに決定されました。

○委員長（八木清美） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了いたしました。

所管事務調査について

○委員長（八木清美） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

引き続き、所管事務調査を行います。

今回総務文教委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について調査することにしました。

所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である私、八木から調査理由と概要を説明します。続いて、調査項目①から⑦の質疑を行います。調査項目①の質疑終了後、次の調査項目②に進むというようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、調査理由と概要について説明をします。調査理由の目的としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、その対応、結果及び課題を調査したいものであります。今後県外からの流入、また県外への流出が平常に戻る中、対応や課題は日に日に変化する可能性が大きく、また今後当市に感染者が発生した場合も考えると常に身が引き締まる思いですが、市民の不安を少しでも解消できるように以下7項目について質疑させていただきたいものです。

それでは、①、授業の形態と今後の対応についてからです。

委員長を交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長を交代します。

今ほど委員長より説明ありましたように、冒頭の発言者をそれぞれ明記させていただきました。それ以降、他の委員からの質疑を行ってまいります。

こんなことで、今1項目め、授業の形態と今後の対応について、ア、小・中学校の春の臨時休業に伴い、夏休み期間の対応はどのようなか、いうことでもって、八木委員。

○八木委員（八木清美） それでは、質疑させていただきます。

まず、今までのコロナ対策にあって、行ってからのですね、授業の経過を簡単にお尋ねしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 教育長。

○教育長（川上 晃） まず、最初は3月でしたですね。2月の末に内閣総理大臣から全国一斉にという話がありまして、それを受けて、小学校は3月3日から、中学校は3月4日からということで、春休みもかけて臨時休業という形を取らせていただきました。その中におきましては、授業の形態ということになりますと、教員が作るプリントを含めて学習課題を早急に作って、それを家庭訪問等々で確認をしながら、もしくは電話で確認をしながら、そしてまた新たなものは作成をし、分散登校を促すような形もあつたんですが、基本的には家庭訪問、それから電話等々の確認という形で進めさせていただいたということでございます。特にネット等々を利用しての授業というような形は取っておりませんでした。

続けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（川上 晃） 4月に入りまして、4月の春休みの終了後、妙高市の場合は一斉に学校を再開しております。そして、4月いっぱい通常授業を行いました。通常授業につきましてはですね、3月におよそ1か月間、未学習のところが生じました。確認をしまして、我々確認をした段階では小学校6年生、そして中学校3年生については未学習部分がないということで、ほぼ完了しているということでした。つまり小学校1年生から5年生まで、それから中学校1年生、2年生、その学年については未学習のところがありましたので、それを4月再開をしてからその授業の中で未学習の部分をまず優先的に行っているということでございます。

4月末に臨時休業また入りました。妙高市の場合、実質4日間の休業で済みました。そして、5月7日から再開しております。ですので、子供たちの臨時休業の4日間については、この4日間につきましてはですね、一部学校では分散登校をやっております。その後5月7日に学校再開をしまして、そして学校再開したんですが、県の教育委員会から3密になっていないと、徹底的に確認をしてくれと。私どもは、それを確認をした上で再開をしたわけですけども、もう一度確認をしてほしいということでありまして、残念ながら新井中学校に関しては教室が全開に開いてもなかなか1メートル以上にならないという状況がありました。横ですね、特に。それで、ほかの新井小学校、中央小学校あたり、大きな学校でも廊下を、仕切りを取りますと横に広がることできるようになっておまして、新井北小学校もそうですね。ということで、教室を広げることができるということで、何とか3密についてはクリアできたんですが、新井中学校だけちょっとできないということで、正確に言うとあれですけども、1メートル弱ということでした。ですので、そこにつきましては県のほうから指導が入りまして、手だてを考えなきゃいけないということで、校長と面談をしながら進めたのが分散登校でございます。各学年を半分に分けて、1日交代に繰り返すような形で、およそ2週間ですが、12日間かな、行いました。結果的には、12日間ですので、本来12日間授業するところが半分ずつに分けていますので、新井中学校については実質6日ずつ授業を行ったと。Aグループ、Bグループと分けてやったわけです。ほかの学校は、授業ができたということでございます。そのような状況で今まで進めてまいりました。

以上でございます。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 御丁寧な説明ありがとうございました。私も妙高地区なんですが、妙高地区の児童・生徒には若干聞いてみました。4月の末ぐらいからはほとんど通常に戻って、遅れも解消しているということで、安心していましたが、今のような分散ということもあって、その辺の解消は現在されていますでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 教育長。

○教育長（川上 晃） 新井中学校さんの分散登校は、5月の31日をもって終了しまして、現在は通常どおりの授業を行っています。ただし、先ほど申し上げたとおり、全体をできるだけ広げて、1メートル弱、横なんですけども、それも精いっぱい広げて、縦は何とかなるということで、文科省も1メートル程度というような指針も出ておりますので、その中で換気を十分にして、マスクを着用して、うがい、手洗いをしっかりやって、そういう予防策をきちっとやった上での普通授業に移行しております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ふだんの着座による授業については、ほぼ問題ないのかなと思いましたが、問題は合唱、音楽による合唱、合奏、それから体育による運動もあります。その辺のマスクの着用とかですね、そういうそれから合唱もできなかったと思われませんが、その辺はどのようでしたでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員仰せのとおりですね、文科省からも通知来ておりました、特に音楽に関しては合唱、それから吹奏楽、吹く楽器ですね、吹く、呼吸を吐き出す、そういったような授業についてはできるだけ避けるようにということで話しております。避けるようにという指導がありました。それから、体育についても密着してしまう、密接してしまう、例えば柔道だとか、それから体を接するような授業ですね、体育の授業、そういったものについてはするなということの話がありましたので、そこら辺を十分考慮しながら学校のほうにも指導してありますし、学校はそこら辺を精査して、やれるところの部分を教育課程を組み替えながら、後半すべきところを前倒しをして、そこをやってというようなことでやっています。なかなかマスク着用してのですね、合唱というのはなかなか難しいところも、歌というのはですね、あるんですが、今後ある程度の距離を取って、2メートル程度もしくは1メートルから2メートル程度の中で距離を取って、そして前を向いて、向かい合わないようにという形をしてという形で、徐々に規制が緩まってくんじゃないかなというふうに思っています。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 承知いたしました。

そうしますと、夏休み期間中のことになりますけれども、職員研修としての対応についてお尋ねしたいと思います。臨時休業に伴う遅れは解消されたということで理解しましたが、2学期からの対応が遅れぬように準備も夏休み期間中ですね、ある程度必要なのではないかなと思われまます。先般の一般質問でも、若干夏休み中に少し時間を取りたいというお答えをいただきましたけれども、その若干という言葉の中にですね、例えば先ほどICTの活用ということで、ハード面は着々と今後は進めていかれると思うんですけども、ソフト面についてですね、職員の、あるいは支援員を活用するというお答えもございましたが、夏休み期間を利用して、ICTの活用に対する教員や支援員の研修も取り入れて、指導力の向上に努める必要もあるかと思われまますけれども、夏休み期間中ですので、その点も含めて、そのほかの様々な研修も含めて行われるのかどうかお聞きしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 教育長。

○教育長（川上 晃） ありがとうございます。職員の研修につきましては、かなり県教委も、それから県の教育センター主催のものも制限がかかっていたりして、ネットを使っての研修といったようなものも出てきております。ただ、今の状況からして徐々にそれが緩まってきたりして、招集がかかっている研修も若干ありますので、そこら辺は出向いていっての研修という形になると思います。ただ、県教委も席をしっかりと離して、3密にならないような状況の中での研修というのを組んでいると思います。プラス今委員さんお話のあったように、ICTを活用した授業についての研修といったようなものも、これもとても大切で、この間の議会で答弁させていただいたように機器をそろえることが最終的な目的ではないと。それを使って、いかに個別最適化した授業を組むかといったようなところの部分が問題なんだということで、かなり前、年度この始まって以来ずっと指導主事等々と協議をしまして、各学校の今あるICT機器を使って何ができるんだろうかと。実は使い切れていなかったものも正直あるんですが、それをどうやって使えば子供により分かりやすい授業になるかといったようなことを検討するように指示をしてありますし、実際指導主事が出向いていたり、それから情報教育推進員さんが回っているんですが、その方から協力をいただいたりしながら情報教育の充実、ICTを使った教育の充実といったようなものを研修も含めて今進めています。ただ、夏休みにそれがどのくらいできるかというところの部分まではちょっと今具体的な日にはないんですけども、できるだけ各学校で取り組んでいただくといったような形になってくると思っています。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 承知しました。

それでは、学校と今度は家庭をつなぐということで、オンライン授業を可能とするための準備は、聞き取り調査もされたということも聞いておりますが、夏休み中にも行われる予定ですか。

○副委員長（霜鳥榮之） 教育長。

○教育長（川上 晃） 夏休み中に家庭と例えばオンライン的な授業、例えば私がこの間答弁したようにユーチューブアカウントをつくって、それを配信をして児童・生徒に聞いてもらうとか、授業を促すとかといったようなところの部分は今考えていません。通常の夏休みという形で考えております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 今後ですね、学校側と、そして児童・生徒、そして家庭との協力で、今後はオンラインを可能にしていくにはまだまだ課題が山積していると思われまます。体制づくりも急ぎながら、丁寧にしていただきたいと考えます。

私についての質疑は以上です。そのほか委員から質疑……

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長を交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） 委員長交代です。そのほかございませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 小学校、中学校の水泳授業の関係なんですけども、やっぱり子供、泳げるというのは自分で命を助けることにもなるんで、そこら辺これからの中で取組どのような形で考えているかお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員お話しのように、水泳授業をやるかやらないかというところの部分は、教育委員会も非常に議論を白熱したところでございます。私の判断、それから情報をたくさん集めてですね、あらゆる情報を集めて、感染リスクがどのくらい高いのかといったようなことも全部情報を集めた中で、水泳授業はオーケーだということで許可をしているところでございます。ただし、一番問題なのは着替えなんです。そこで密室、密集になる可能性があるんで、そこら辺は十分各学校が順次人数制限をしながら着替えさせていくとか、更衣室での活用といったようなところの部分、それから水泳の中でわあっと並んで一緒に、一斉に水泳プールをやるんじゃないで、順番にグループずつつくってやるとか、要は密集、密接にならないような形でのプール授業といったようなことで進めさせてもらっています。小学校は、ほぼ全部ですかね。中学校は、高原中学校がやらない。新井中学校もやらないんですけども、水泳部の活動としてはやりたいということで、妙高中学校はやっています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 夏休みの関係、子供たちも非常に楽しみにしていると思います。その中で若干の短縮ということが考えられると思うんですが、妙高市の場合、さきの6月8日の新潟日報の新聞の県下の市町村の実態見ますと、妙高市の場合には各学校が判断するという、いわゆる教育委員会主導にして玉虫色みたいな答えなんですけども、実際問題教育委員会として考えているのはどんな状況ですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 玉虫色で申し訳ないんですけど、実はちょっと答弁をさせていただいたんですけども、各学校によって積み残し、未履修の部分の解消度が違うんです。特に新井中学校さんは分散登校を12日間入れたという関係で、そこら辺の未履修部分の解消が若干遅れていると。あと調査をしましたら、ほとんどの学校、小学校さん、中学さんも夏休み前までにほぼ終わるというような形でいました。先ほどもちょっと御質疑あったように、本来やるべき行事、1学期にやるべき行事を2学期に延期している部分もたくさんあるものですから、その部分授業が進

んだんですけども、2月に送ったことによってそのまた準備、それからその行事の実施ということで、授業時数がかかり使うことも想定されますので、それをものもろ踏まえ、およそ各学校でどのぐらいが必要かというのを集めました。その中で、ほぼ各学校とも線がそろってききましたので、一律何日からというふうな形では設けていません。若干早いところはもう23日から入るところもありますし、およそ8月1日から入るところがほとんどでございます。5日程度の短縮。ただし、夏休み明けはですね、新井中学校はやっぱりそういった関係で少し早めに始めることになると思います。ほかは、大体8月後半からスタートということになっております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ふだんスポーツ選手は、夏休みに強化合宿とか、強化訓練とか、そのような形を取りながら秋以降の各種いろんな大会に備えてきたと思うんですけども、そもそもその大会があるかないかで夏休みの使い方も変わるし、個人競技であれば個人で練習もできるわけですから、そういった点、今のところの情報として要は秋以降の大会がどうなるか、そして夏休みの先ほど言った合宿とか強化訓練がどうなるかというのは今のところ予定されていますか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員多分御存じだと思いますが、高校も含めて中学校、全中、全国大会、それから北信越大会なくなりました。本当に今の3年生にしてみるとつらい思いをしているんだろうなというふうに、本当にそう思います。心からそう思います。つまり全国大会、北信越大会がなくなったということは、その予選でもある県大会がなくなったということですよ。ですので、秋以降というお話ありましたが、秋以降は実際問題もう3年生が卒業、引退してしまう時期ですので、1、2年生中心の新人大会等々がメインになってくると思います。ただ、これはまだ未定でございますけども、このコロナウイルス感染症の拡大の状況、ある程度の収束が見られたというような状況を判断をして、地区単位の3年生のための何か練習試合等々も設定してあげたいなというふうには、実は正直思っています。そこら辺は、各校長会とよく連絡を取って、また地区の中体連とも連絡よく取って進めていきたいというふうに思っています。まだそこら辺は、今後の課題として残しておきたいというふうに思います。

文化部につきましては、これも全国吹奏楽コンクールや合唱大会中止になりました。残念ながら中止になりました。ですが、今後は、よく3年生の引退のためのコンサート等をやりますですよ、そういったところの発表会といったような形で何かしら各学校でできないかなというふうには思っています。いずれにしても、やっぱりこの新しい生活様式というのを十分踏まえた上で、やれるかやれないかという判断を下していかなくちゃいけないというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（八木清美） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、①のイの新井中学校で取り組まれた5月14日から29日の分散登校の評価と課題はどのようなかということで。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ほど教育長から若干この話の中身を聞かせていただきましたんで、それほどお聞きすることなくなってしまったんですけど、こういった分散登校を決めるに当たったそのプロセス、決定過程を若干お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 先ほどもちよっと触れたので、繰り返しになるかもしれませんが、教育委員会として

は分散登校はあまり視野に入っていなかった。できるだけ3密にならないような状況を確認した上で、これならやれるというふうな判断で進めたんですが、先ほど申し上げたとおり新井中学校については横の広がり1メートルを若干足りないといったような状況が出てきたものですから、県教委の指導も受けながら、分散登校をやむを得ずやるという形で進めてみたという、そういう経緯でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今お話もいただいている分散登校、ある面では非常にやりづらい、先生方にとっても大変だったと思うんですね。同じ授業を2度やらなきゃいけないわけですからね、大変だと思うんですけど、これに対する学校側自身の評価と、学校側が今回行ってみた課題をまずお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 個々一人一人、教員に対して面談したわけではないんですが、校長等々と話をする中での話させていただきますが、分散登校をやるやらないの計画の段階で、非常に学校職員は前向きな回答をしてくれたというふうに校長から情報を得ています。つまり今後2波、3波が来た、もう万が一来たときに分散登校を1回やってみる中で、それを試行してみる中で、それがどういう結果を生むかといったようなところもちょっと考えてみたいといったようなところの意見もあったようでございます。非常にありがたい私は意見だと思いがらいたんですけども、実際委員さん言われるように、やってみると同じ授業を2回やらなきゃいけなかったりとかって、職員にとっては非常に負担になる部分もあったと思いますが、逆にクラスの数が半分になるわけですね。先ほどの話もそうなんですけど、半分になるということは個々の生徒によく目が行くんです。これもすごくある意味よかったという評価も出ているんですね。人数に制限があるということは、個々にしっかり対応できて、様子を確認しながらしっかり教えることができたということで、いい面もあったということで聞いております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 新井中学が、もともとマンモスでしたけど、またマンモスになってきているわけなんで、もう一回改めて統合をやめて、元の学校に戻って授業をやったほうがいいんじゃないかという意見が出そうじゃないかという気が若干しているんですが、今度子供たち、生徒ですね、それから保護者、そういったものに対する感想なり意見が聞こえていたらお知らせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） これも、すみません、全てを集約したわけじゃありませんけども、子供たちの中ではやっぱり個々それぞれ違いますので、1日ごとに休みがあるということは非常に自分の時間も取れるし、ゆったりした気持ちの中で登校できるという人もいれば、毎日行って友達と一緒に話をしたいという子供たちもいますので、様々だと思いますけども、先ほど申し上げたように1つの学級が半分になること、人数が少なくなることによって教師と生徒の関係がより近くなるという状況の中で、授業がより分かりやすくなったという声も聞いております。保護者の方々にしてみれば、交互に休みが入ったわけですので、お昼の心配等々があつて大変だったろうと思います。学校来た子は給食がありますけども、そうじゃない子はうちで昼食を取るわけですので、そういったことを考えるとどちらかといえば毎日登校させたいという強い思いがあったというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 子供たちにとって1日置きということで、体調管理が大変だったと思うんですね。保護者ももちろんそうだと思うんですけど、共稼ぎの場合には子供だけになっちゃう可能性も高かったと思います。そんな中で、健康面で課題があったかどうか。子供たちと、それから保護者は健康面のことはあれでしょうけど、特に生徒の健康面についてお聞かせ願いたいと思いますが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 多数の欠席者が出たということは把握しておりませんし、毎日報告していただいておりますので、全部の学校から毎日報告いただいておりますので、新井中学校が分散登校したことによって欠席者がたくさん出たという報告はありません。ですので、健康面的には特に問題なかったというふうに把握しております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今のところ妙高市からは感染者等出ていませんけども、これから6月19日以降、いわゆるその帰省がフリーになる。そんな中では絶対ということはありません。それで、今の分散登校、これは新井中学校だけなんですけども、これからタブレットが入ればですね、同じ授業を2回するんじゃないかと、いわゆる半分は学校へ出てきて、それから半分の子供は自宅でそのタブレットにして同じ形で授業できるという形が可能だと思うんですよね。だから、そういう中ではぜひともですね、早くそのタブレットを整備しながら、1回の授業で結局学校にいる子供も家庭にいる子供も一緒に授業できる、そういう形を早く整備していただきたいというのは要望です。

○委員長（八木清美） イはほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次、ウに入ります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機にさらなる少人数学級の実現に対する考えはどのようなかです。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今までの経過の中でなんですが、分散登校でもって大分苦労したり、いい点も当然あったりということなんですけども、今は35人以下学級という位置づけていますけども、陳情書も出たりしたときにやっぱり30人以下学級を取りあえずという形で出して。30人以下学級でやると、今教育長の話聞いていますとね、教室の中でも僅か足りないんで分散登校、ところが30人にしたらそれは対応できるということになると、もう対応の在り方が全然違うということになるわけですよね。だから、この機会であればという、そういう声を出すのはこの機会かなと。今後第2波、第3波、すぐできるできないは別としてなんですけども、第2波、第3波ということも懸念される中であるがだけに、やっぱり今ね、急遽30人以下学級にどっとう動かす、そうすると今みたいな分散登校もやらんでいいし、効率的な授業もできるしという、こういうことになる。今そこへ行くがための話をずっとやってもらったような気がするんですよね。ここだけでどうのこうのというわけじゃないんですけども、そもそもそういう対応の中で当教育委員会としての考え方がなまんだらうかなというあたりをお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） ありがとうございます。私は、現場でいるときからもそうですし、今の校長会、教頭会、それから職員、教職員組合含めてやはり30人以下学級ですね、少人数学級編制といったような形の教員増員といったようなことを県や国、主に国でしようけども、をお願いをしているところでありますし、毎年あります教育長会議の中でも少人数学級実現ということで国のほうに要望しております。私自身もまさに30人以下学級、これはぜひ何とかしたいというふうには思っています。そうすることが子供たち一人一人の教育が目に行き届く、しっかりした教育ができるんだらうなというふうにも思っています。そうすると、いろんな意味で準備をしなくちゃいけないところがたくさん出てきますので、要は教室はどうするんだとかいろいろ出てきますので、そこら辺はまた順次解決していかなくちゃいけない課題かなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 全国的にもね、要するに3密を避けてということでもって教育業界、全国でやっぱりこういう苦勞をしているという実態なんですよ。今までも教職員組合のほうからずっと継続して出されてはきているけども、42人以下から35人に一応なったとはいえ、やっぱりもっと具体的になっていったときに30人以下だよ。一般授業との関係もあるんですけども、ICTを入れた、タブレットを入れたというか、そういう絡みの授業といったときに、そこに補助員を入れたにしてもやっぱり人数対応でもって、人間誰しも得手不得手があるものですから、そんなにいけないよ。好きな人はどんどん、どんどん進むけども、そうでない人はなかなかそこへついていくのも大変だという、こういう実態も出てくると思うんですね。このICT授業そのものについてだって、やっぱり全国的に今スタートしているわけですから。だから、それぞれのところでもって個々にその運動をというよりも、今が教育そのものの改革をする時期なのかなと、そういうふうに思ったりしますしね、どこでじゃその運動を展開するかといったときに、先ほど私も余計なことと言いましたけども、この陳情だって何で意見書で上げないのかと、全国で声を上げていくという、この今必要性なんですよ。だから、そういうことを考えたりしてしまして、教育長のほうもそういうことでもって、現職当時からそういう考えだということでもありますので、機会があったらといいますか、その機会を見つけて、そういう運動の展開も大いに必要なことじゃないかと改めて認識しましたということで、終わります。

○委員長（八木清美） そのほか、①に関してその他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、②に入ります。

②の施設や体制の条件整備についてです。（ア）の保育園、こども園、小学校、中学校及び放課後児童クラブにおいて、感染防止の3密対策及び暑さや換気による寒さ対策についてどのようなかです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 3密対策、それからこれからまた非常に蒸し暑い時期が来ます。また、冬になれば非常に気候的にですね、寒くなるという形の中で、その環境づくりについてお伺いをしたいと思います。まずいわゆるこれから暑い時期を迎える中で、熱中症予防も含めた中の対応ということで、部屋が広ければいいというような形のものじゃないわけでありまして。そんな中で教室のいわゆる風の流れというか、そういう中では扇風機等を活用するのも一つの方法なんだろうけども、現状はどのような形で対応されているかお伺いをいたします。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まず、学校につきましては、先般エアコンということで整備させていただきました。ほとんどの学校に、全ての普通教室にも入っておりますけれども、今おっしゃられたように空気の流れというところがやはり必要になるかと思えます。天井にですね、扇風機がついている学校がほとんどなんですけれども、そういうものを回して空気を攪拌したりとか、あとやはり外気も必要になりますので、今まだエアコン自体はそんなに本格稼働はしていませんけども、これからのにつきましては梅雨等の環境もありますけれども、例えば休み時間、それから授業中であっても一定時間窓を開けて、外気を取り入れるということとエアコンの稼働を併用しながら換気に努めていくというふうにならざるを得ないところがございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひともですね、そういう形の中で熱中症予防も含めて対応していただきたいと思いますが、まずその中でマスクの着用なんです、いわゆるこれから気温高くなりますとマスクしているだけで息苦しくなるとか、また特に高いマスクになれば結構息苦しいと、なおさら一般のマスクよりも厳しいのかなと私思っています。そんな中でちょっと物の本を読みましたら、やっぱりこういう形で長時間いると、暖かい空気を常に吸

い込むもんだから、いわゆる血液の温度が上がって脳内温度が高くなると。もうそういうことによって、例えば授業時間40分とか45分、それが集中できなくなってくると。また、それとともにもう一つは熱中症にもかかりやすくなるというような形なので、このマスクというのは例えば教室の場合、授業で向いているのはみんな前向いているわけだから、その時間半分くらいは外すとか、そういう対応もこれから一定の期間だけは私は必要じゃないかなと思うんですが、その辺の考え方がいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） マスクの着用につきましては、県の教育委員会等々からも指導が入っておりますし、常時着用ということはもうこの時期熱中症の心配もあるということで、できるだけ臨機応変に対応するようにということ、それから体育の時間は外していいとか、それから授業中も必要に応じて自分の体調を確認しながら、教員がちょっと外しましょうって言えば外すことができますので、そういったようなことを配慮しながらですね、熱中症ということも十分考えながら対応していきたいというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） それから、この感染予防のためには手洗いが非常に大事だということが言われておまして、いろんなタレント等もですね、そういうユーチューブで流しているところもあります。そんな中で、今の時期は水がぬるいからいいんですけども、11月、12月、1月、2月、3月、これからどうなるか、コロナの関係分かりませんが、当然インフルエンザ等もありますので、そこら辺やっぱり十分に時間をかけて洗うには、冬の間冷たい水ではなかなか手洗いも私は早くやめちゃうんじゃないかなという気がします。そんな中で、全部の場所に設置するということはできないかもしれませんが、いわゆるその温水が出る手洗いの器械をやっぱり各学校に、また保育園の子供に用意すべきじゃないかなと思います、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 確かにおっしゃられたとおり、どうしても手洗いが粗相手早になってしまうという可能性もあるかと思えます。例えば何か所か場所を決めてというふうなお話ですけれども、どうしても例えば給食の前とかですと周知をするということで同じ時間帯になってしまいますので、なかなかそういう部分の整備については数か所では賄い切れないのかなというふうに感じております。実はちょっとその辺も検討しまして、見てみたんですけども、今の各学校の手洗い場につきましては電気が来ておらないんですね。電源が来ていないということもありまして、それを例えば湯沸かし器のような、普通の家庭ですと電気の温水器というようなものをつけて、お湯をためておいて使うとお湯が出るというふうな形でやっておりますけれども、そういうものを整備するとすると、やはりそもそも電気のところから整備をする必要があるものですから、なかなかちょっと経費等を考えると難しい部分があるというところで、今検討している最中ですけども、ただ実施するにはなかなかちょっと困難だというふうに感じているところです。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） その分例えばアルコールの消毒のというか、簡易の消毒器もあるんですけども、できればですね、今後ずっと長い間ということを考えたりした場合には、そういう設備をやっぱり充実させるのがいいのかなというふうに思っています。

それから、もう一点あれなんです、一般の家庭とか、そういうところではいわゆる殺菌のアルコール液とかそういうものを、次亜塩素酸入ったものをスプレーして拭き取りゃいいんですけども、学校となりますと例えば手すりとかカーテンとか、またブラインド、洗面台とか教室の椅子、机、教材、スポーツ用品、いろんなものがやっぱりあるわけですね。特に大きい学校になれば大きい学校になるだけその規模も大きくなってくる。そういう中で先

生方のやっぱり負担軽減ということを考えた場合には、ただアルコールが入っていると電気とか、そういうものを使うとちょっと危険というのがありますので、例えば空気式のそういう簡易の噴霧器とか、そういうものでやって、その後拭き取るような形のほうが私はずっと効率的だなというふうに思うんですが、その辺現状の対応と、それからその考え方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今現状は、次亜塩素酸ナトリウム、いわゆるハイターをですね、配付いただきまして、それを使いまして、消毒をして、拭き取りをやっているというような状況です。おっしゃるとおり、学校につきましては本当にいろんな、机にしましてもドアにしましてもたくさん施設がありますので、かなりの教員の先生方については負担を強いているというふうな認識はしております。今おっしゃった噴霧器云々というふうなやり方もあるかと思しますので、効果的なものがですね、ある程度容易に入手できるようになれば、そこら辺への切替えについても検討していきたいと思っておりますけども、今やはりなかなかそういう消毒するものにつきましても確保するのが難しいというところもございまして、試行錯誤しながらやっているというふうな状況です。ハイターにつきましては、今市の備蓄品がございまして、そちらのほうをいただきながらやっていますが、またよりいいもの、活用しやすいものがあれば、そちらのほうの使用についてもまた考えていきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 今の課長さんの答弁に追加ですけども、今各学校に対して指示はこういうふうにしてあります。

児童・生徒等がより手を触れる箇所、例えばドアノブとか手すり、それからスイッチ等々については1日1回程度の消毒をしてくださいと。それから、児童・生徒の机、椅子等については、これは週に1回程度に減らしました。以前は毎日二、三回というようなことだったんですが、これもいろんな県の指導等々を含めて、そういうふうに加減しているところでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 保育園、幼稚園で若干お尋ねします。

全箇所を私見たわけではないんですが、妙高高原こども園の実情を見ますと、なかなかその3密を防ぐという体制、非常に難しいのではないかとこのように思います。というのは、各年齢、組の机の配置だとか、それからお昼寝、これらが3密ぴったり該当するような体制だと思うんですが、その辺ですね、何か行政として対策があるかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 学校もそうですけれども、保育園につきましても今回のコロナ騒動が起きてからまず3密の予防ということで、いろいろと指示をしているところでございます。高田委員さんおっしゃったように、保育園の子供たちにつきましても、どうしても活動そのものが一緒になって動いたりしてしまいますので、密集、密接になりやすいという特性がございまして、その予防としましては、まず家庭にいるときに登園前に必ず体温を測っていただきまして、それを検温カードというのを作りまして、書いてきていただくと。たまたま忙しくてできなかった場合につきましても、非接触型体温計を配付してありますので、園の玄関で体温を測っていただいて、一応37.5度以上の熱がある場合につきましても登園をちょっと控えていただくというふうなお願いをしているところでございます。この活動の際につきましても、一応2歳児以上につきましてもマスクの着用をして、活動の前後で手洗い、それから消毒等を行いながらやっているところでございます。ただ、マスクにつきましても、先ほどお話ありましたように、やはりちょっとこれからの時期は活動に支障がありますので、様子を見ながら外したりとかしていますけれども、なかなかちょっと密集については、配慮はしますけれども、子供たちの独自の活動の中では難し

いところがあると。ただ、そんな中でも指示のできる部分、例えば給食の際につきましてはみんな同じ方向、向かい合わないで、同じ方向を向いて食べたりとか、あと教室だけじゃなくて広い場所に一部移動して、間を空けながら食べたり、昼寝につきましても従来よりも広く取れるように、敷物等につきましても購入をしまして、なるべく間隔を空けるような形でもって、できる配慮はしながら、さっき言ったような検温も含めて対応しているというふうな状況でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 事前の今の体温の検査、それが第一歩だと思うのですが、その辺でぜひ予防に努めていただきたいと思います。

それと、もう一つは小・中学校ですけども、今給食外部委託、外部委任といいますか、やっています。その辺の製造元のコロナ対策、多分十分やっていると思うんですが、学校の中で配食をどうするか。一部報道によりますと先生が配食をするというようなことも書かれていますが、実際妙高市としてはどういう対策を取られているんですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） こちらの給食の配食につきましては、基本的には子供たちが今までどおり中心にはやっておりますけども、そこはきちんとマスクをして、距離を取りながらやるということを徹底するようにしております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 基本的にはね、私は児童・生徒がやるというのが基本だというふうに思います。マスコミ、この間テレビでありましたが、担任の先生が配食をするというのはちょっと私も疑問だと思っているので、その辺は対策をしっかりとした中での配食はすべきだというふうに思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先ほど岩崎委員からありました手洗いの関係ですね、手洗いそのものについてはいろんな条件があるんです。取りあえずは私はね、保育園、こども園、あるいはその小学校の低学年というあたりからね、きちんと習慣づけてやっていくと。一番簡単なのは、さっき言われたように、その場所に温水器つけるという形なんですけども、配管そのものが二重構造でやっていないと思いますけども、実際に子供たちがその水飲み場、手洗い場というのか、水飲み場というのか、そこで水飲む状況がどのぐらいあるのかなといったときには、即その水道の配管をね、ボイラー経由にしてしまうと。熱いお湯をそこで切替えると。ボイラー1丁でもって両方できると。今どこへ行っても、飲食店あたりでもそうなんですけども、水の飲む量というのは私はそんなに大したことないんで、もしだったらそっちのほうのタンク置いておいたほうがすぐ対応できると、こういう形があるんですよ。もっと踏み込むと、どこも給食やったりしていて、ボイラー設置されているんです。ただ、このボイラーを、このボイラーのお湯を回してというのもあるんですけども、これは水混合して調整していくのはなかなか面倒なんで、下手すると危ないなど。ただ、ボイラー1丁設置して夏、冬切り替えようと。しかも、お湯じゃなくてぬるま湯でいいわけですからね。湯気出るようにしないでいいわけですから。このくらいでもって、検討中でこれからどうのこのじゃなくて、やっぱり今そこへ踏み込みせんきゃ駄目だと思うんですよ。学校に設置するとなると、学校の場合にはその場所が非常に多くて、なかなか検討してからという方あるけども、例えば今ね、ここで保育園やこども園でまずそのテストパターンでもって対応してみたらどうだろうと。量的にね、そんなにいっぱい必要としないと思いますよ。いったときには、そんな営業用のボイラーでなくたって対応できるということになれば、しかもその二重配管にするということであれば、そんなに負担はかからないというふうに思うんですけどね。まずは私は

これはね、検討する余地があるなというふうに思っているんですけど、いかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおりに、学校は確かにたくさん飲み口がありますので、かなり困難です。それに比べれば園のほうは少ないということもおっしゃるとおりかと思います。その辺も踏まえまして、施設の状況等もありますので、安易にできるかどうかというところもございますので、そこら辺ちょっと検討、研究させていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、これから工事に入る統合園、そこは新型コロナのこれが出る前に設計までみんなこれやってきたもんですからね、恐らく入っていないと思うんですけども、これどうします。これから工事やるんですけども。これも検討課題といったときに、やってしまってから検討じゃなくて、やるのであれば今だと思うんですけど、この辺どうですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 見直しするということになりますと当然設計変更等もありますし、全体の部分に関わってくるところもあるかもしれませんので、重ねて言うようになりますけれども、そちらについても研究させていただきたいと思います。ただ、もし切り替えるということになれば、早めに結論を出さなきゃいけないと思いますので、その辺もちょっと考えながら考えてみたいと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） まずはここでやってみるというのも、今ちょうどいい機会でもあると思うんですよ。今のうちやることによって、要するに水というのを二重配管構造にするか、それともボイラーによる切替えにするか、これはね、専門家と相談する余地はあるなと。今その専門家と相談するというのは、要するに切替え方式でいったにしても、お湯の配管ベースの工事をやっていかんきゃいけないということだと思うんだよね。これはもうとにかく今早急に専門家と相談してみて、やるのであれば今だろうというふうに思いますがね。その辺は、ぜひ踏み込みして、見ていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 放課後児童クラブについて若干お尋ねします。

放課後児童クラブは年々人数が多くなって、大変いい傾向だと思うんですが、今回のこのコロナ対策で人数が多ければ今の3密という問題もありますし、もう一つは支援員のね、健康管理も多分重要だと思うんですが、その辺はどういうふうな考え方でいらっしゃいますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今回のコロナウイルスに際しましては、臨時休業ということもありまして、児童クラブのほうの対応が増えました。その際につきましては、都会では支援員が不足するというところもございましたけれども、本市におきましては学校の支援員等を充てまして、人数的には十分賄えておりました。ただ、そうはいつでもやはり今度活動の中での支援員の負担というのも当然出てまいります。そちらにつきましては、まず支援員本人の健康対策について留意していただくということもございまして、あと家庭のほうにお願いをしまして、真に、本当に家族の方が仕事等で不在になる方については当然見ます。ですけれども、例えばこの曜日であれば家族が早く帰ってくるので、預けなくても大丈夫だというふうな家庭があれば、極力利用については精査した上で控えるといえますか、御協力させていただきたいというようお願いをした中で開設をしまして、なもんで通常の人数よりも大分少

なめの、保護者の方からも御理解をいただきまして、3月中につきましては約6割、通常の数に比べて約6割の利用でしたし、4月の3日間の休業でしたけれども、こちらにつきましては約46%、50%弱ということで、半分くらいの利用ということで、保護者の方につきましてはかなり御協力いただきまして、多分またコロナウイルスの感染を懸念されたというところもあるかと思えますけれども、そんな中で通常よりも人数を抑えていただいて、支援員の負担についても比較的緩和されたというふうに捉えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） いわゆるコロナ対策の体制を取ったところでコロナが発生するということは、ちょっとこれは大変ですけども、その辺はですね、学校が対策を取っているのだけでも、それを受け入れる対策後の対策がまた後から発生するというところはこれ十分考えられますので、その辺は十分ひとつ、重要な体制だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう一つ、体制ということになるのかどうか分かりませんが、私以前に課長と参事さんですかね、ちょっとお話ししましたが、今の中学校3年生の修学旅行の件で、上越市はいち早く市で経費は負担しますというようなお話であったんですが、妙高市からの保護者からもちょっと私のところへ問い合わせして、2度ほど課長さんにちょっとお話ししたんですが、今のところは延期ということで、負担が発生していないというお答えでしたけども、2つあると思うんですね。秋に実施できるのかできないのかということになると、それになるとその負担がね、若干意味合いが180度違うと思うんですが、それは今どのようなお考えですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） すみません。これも部活と同じで、本来なら中学校2年生の段階の3月に行けるはずだった修学旅行がずっと先延ばしになっている。今の3年生にとってみりゃ本当にかわいそうな状況になっているのは事実でありますし、ぜひ行かせてあげたいというふうに私の思いもあります。キャンセル料につきましては、妙高市の3中学校については業者、同じ業者なんですけども、延期をして、同じルートで使っていただければというような条件いろいろあるんですけども、その中でキャンセル料発生しないということで、ありがたいお話いただいたんですが、いずれにしても秋ロじゃ行けるのかというような状況なんですけども、これ各中学校とも今のところは関西方面、京都、奈良方面を希望しています。業者と今調整をしているところでございますが、恐らくかなりの人数が集中してくるんじゃないかというふうに思いますし、旅館組合等々も相当コロナ対策に関係して物すごくガイドラインを引いて、密にならないような部屋割りだとかもろもろ考えてやっていますし、バスもそうですけども、なので学校と業者だけじゃなくて、いろんな関わる全ての業者がかなりの注意を払いながら対応してくれているようですので、それを受けながらできるだけ行かせてあげたいというふうな思いはあります。ただ、どういう状況になるか、今後のコロナウイルスの関係で、状況になるか分かりませんが、前向きに考えたいというふうには私は思っておりますけども。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） おっしゃるとおり、こちら側だけの都合ではない、受入れ側がどういう体制で、どういう方法でやるかというのが大事だと思うんです。今の状況ですと、その……

○委員長（八木清美） 高田委員、修学旅行の話は項目挙げていないので、別のときをお願いします。

○高田委員（高田保則） 体制じゃ駄目なのかな。

○委員長（八木清美） 体制ということでもいいですか。

〔「できれば通告した内容でお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） できれば通告した内容だそうですね。

○高田委員（高田保則） 分かりました。

○委員長（八木清美） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） なければ、イに入ります。

通園、通学バスの現状はどのようなか。バスの定員と乗車人数はどうか。

高田委員。

○高田委員（高田保則） これも私妙高高原中学校と妙高高原こども園の場合しかちょっと分からないんですが、妙高高原中学校の通学バスについては、私のすぐ五、六十メートルぐらいそばにバス停があって、そこへ夕方になりまして、二十五、六名ですかね、杉野沢行きと池の平行き待っていて、バスに乗るんですが、例えば二十五、六名ですとね、今の市営バスではほぼ満杯ですよ。市営バス。通学バスは別じゃないんで、路線バス1つごとで妙高高原やっているんですから、そういうものはやっぱり今の3密というふうになると若干その辺の考慮もしていかなきゃいけないし、増便をしますかということも考えてやらんくちやいけんし、またバス停のですね、待合の場合もですね、皆さん15人、20人が1か所にかちやっと集まって、建屋がないもんですから、人のうちの軒先を借りて待っているのが現状ですね。ですから、そういうこともですね、今後コロナ対策といってね、第2次、第3次があるという予想ですから、長期的にやっぱりその辺を体制を取っていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょう。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） バスですね、密状態ということですけども、新井中学校で実は2路線、密状態ということで、4月の20日から2路線なんですけれども、増便をしているところです。それ以外ないかというところで確認をしまして、新井小学校についてもちょっと、菅沼線というところなんですけれども、人数が多くなりそうだといいところで、今増便を検討しております。あと冬期間になると、夏場は乗っていない子供たちが冬場乗るようになるということで、増える路線もあるということで、ほかの路線について増える可能性のあるところも今上がっています。ただ、ちょっと高原につきましては、市営バスということもあるんですけども、なかなかちょっとその辺の状況が伝わってきておりませんで、今時点ではまだ想定には入っておらないんですけども、ただ高田さんおっしゃるようなことがあるということであれば、そこら辺はまた確認をしまして、必要があればやはり3密状態を避けるために増便についても検討はしたいと思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私の住んでいる中学校のあそこ、妙高温泉第五常会というんですけど、バス停が2つあるんです。両方ともやっぱり杉野沢の人たち、池の平の人たちが待っているんですけども、同じ時間で1台しかないもんですから、まず満杯ということが間違いなくありますんで、それはひとつ調査してもらいたいと思いますし、今冬になると恐らくもうちょっと増えるんじゃないかと思うのは、私見ますと自転車ですね、こう乗って下校する方も何人か見ます、自転車で。おお、すごいなと思っているんですけども。現在はグリーンシーズンですからいいんですけども、そういう人たちは多分冬期間はバスに乗ることになるんで、ぜひその辺は情報を収集して、お願いしたいと思いますし、もう一つ、妙高高原こども園のね、通園バスもたしかあれ1台ですよ、方面でね。その辺もやっぱり同じことが言えると思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 高原のバスにつきましては、定員が51名のところ今乗車している人数は20名弱なんです。なもんですから、2路線で回しているんです。だから、1台でもって全ての子供たち乗ってくるわけではな

くて、赤倉方面と杉野沢方面と分けていますので。なもんで、こども園のバスについてはかなり余裕がございます。

○委員長（八木清美） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） なければ、③番の部活動について、運動部、文化部の在り方や活動状況についてどのようなか。教育委員会からの通知文書「部活動及び課外活動について」の提示を依頼し、現況について調査するとあります。資料を頂戴しました。

高田委員。

○高田委員（高田保則） これについて、私もちょっと見たんですけども、文化庁とスポーツ庁からガイドラインというところで出ているんで、私もコピー取りましたけども、まず読み切れないほど厚いもんですから、もしこども教育課で概要ですね、あれば説明してもらいたいと思いますけど、文書でというようなお話ししたんですが、ここにある「部活動及び課外活動について」の通知文というのは、これがその文化庁とスポーツ庁のガイドラインを踏まえたものでしょうか。若干説明お願いできますか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 実はガイドラインはかなり早めに出まして、そしてそのガイドラインに沿ったものは当然各学校にももう行っているんですけども、もう本当に日ごとという言い方おかしいですね、毎日というわけじゃないんですけど、どんどん通知が、通知、通達来ますものですから、それに沿って、合わせて私たちのほうも各学校に通知をしているという状況であります。ですので、ここに今日お示しをした1ページから5ページまでのものについては、一番新しいガイドライン、もともとガイドラインはベースにあるんですけども、そこに沿いながら新たな通知が県教委、国から来たものについて上げてあるということですので、この1から5ページまでの部分でおよそ今の部活動の状況についての指導が入っているというふうに考えていただければいいと思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私妙高高原中学校の体育の時間だとか部活の状況を若干見ているんですけども、妙高高原中学校の場合はそんなに3密になるほどないんですが、でもほかの学校は多分、新井中学校ですと同じグラウンドでサッカー部、野球部、いろいろ陸上部もやるんでしょうけども、その辺はですね、授業の分散ではなくて、そんなようなこともやられているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） ありがとうございます。新井中学校につきましては、部活たくさんありますので、一どきにみんな例えば体育館に集まると大変なことになりますし、そしてグラウンドでもそうですので、学校のほうでは計画的に順番を決めながら、この日は何々部と何々部がここでといったような形でやっています。先ほどのガイドラインも含めて最初はほとんど外でやってくださいという話があったんですけども、グラウンド、そして校舎周り、それから体育館もできるだけたくさん部が入らないように前と、ステージ側と入り口側に分けて、そしてその消毒含めてしっかりやった上での自主トレーニング的なものからスタートしたというような状況であります。今は総合公園のほうも使わせてもらうような形になりましたので、かなり分散した形で活動ができているというようなことで御理解ください。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 部活動の関係で、先ほどもちょっと教育長から話あったんですが、上越地区大会とか、また県大会、また全中とか、いろんな全国大会あるわけなんですけども、今この時期を見た中でいわゆる夏休み明けからの中ですね、例えば地区とか県の中でいわゆる代替の大会みたいなものを検討しているものがあるのかどうか、

そこら辺の状況はどんな状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 残念ながら、まだ具体的な形でのものは出てきていません。ただ、先ほど申し上げたように、県の中体連のほうは全体の県大会というレベルはしないと。当然各地区、できればその各市町村ごとといったような形でのものを求めているようです。ですが、御存じのように妙高市の場合は3つの中学校しかありませんので、しかも新井中学校のようにたくさん部を持っているのは、例えば練習試合するにしてもほかの学校と練習試合できるわけありませんので、市をまたいだ上越市、糸魚川市、柏崎あたりも含めて試合を組まなきゃいけないというようなことになると思いますので、それぞれの校長会が中心になって、中体連の地区と併せて今検討に入っているという状況でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 一生懸命その大会のためにね、汗水流し、また悔しい思いしながら頑張ってきた子供たちにぜひともね、何か一つの区切りとなるような大会というのを検討していただければありがたいなと思っています。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、①番のこども教育課関連はこれで終了したいと思います。いろいろありがとうございました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

続きまして、生涯学習課所管の調査をいたします。

④番の指定管理についてです。体育施設等の指定管理者において、休業要請や事業中止等による収入減少の実態や運営状況はどのようか、またその支援対策についてはどのようかお尋ねします。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） まず最初にですね、妙高市はスポーツ合宿、合宿の郷という形の中で例年であればですね、非常に、7月、8月、9月については高校、大学等から大勢の方々がですね、この妙高市を訪れ、いわゆる合宿、自分たちのですね、レベルアップのために合宿入るんですけど、今年はですね、このような状況の中で、本来ならば3つのNPO法人が体育施設等を管理しているんですが、そういう中で得られた収入、概算ですが、それがなくなってしまったと。そこら辺の分かる範囲の中で、大体件数なり金額分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 合宿におきます公共施設の利用につきましては、過去、平成30年、平成29年、28年では600万円から658万円で推移しております。本年度につきましては、委員御指摘のとおり、コロナの関係で合宿については非常に動きが鈍いということで指定管理者のほうからは聞いておりますが、6月の9日現在で確認をさせていただきましたキャンセルの件数につきましては22件、合計で利用料にしますと70万7340円ということで、過去3年の中では1割強の今キャンセルの状況というような状況になっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そういうことで、3つのところのですね、指定管理者もNPO法人等の運営の中で本当に、財源が潤沢にある中での運営じゃないという中で非常に厳しい運営に強いられているのかなということが考えられ

ます。そんな中で、さきの一般質問の中で村越さんのほうからの再質問の中に答弁があったんですが、損失補填については補償する方針を出しているという答弁があったんですが、実際問題ですね、私が考えるにはやっぱり指定管理料を積算する計算の中のその数字まで至らない部分の不足額、それを穴埋めして、それでいわゆる収支ゼロという形なんですけども、それだけで済むのかなというのがちょっと運営資金とか考えると厳しい状態があると思いますが、いわゆる損失の補填の算定というのはどのような形でやるのか、そこら辺ちょっと分かりましたら教えてください。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 損失補填の考え方につきましては、先般の議会の中で総務課長がお答えしたとおりでございます。私どものほうといたしましては、基本的には過去の利用料金の算定で使った数値の使用料収入と本年度の使用料収入を比べて減少した分、それから支出の関係につきましては、それに伴って光熱水費等と消耗品等々の減少が考えられますので、そういったものを相殺した中で全体的なものと考えていきたいと思っておりますし、この補填につきましては生涯学習課所管施設だけではなく、全市的な指定管理の制度の中でそういった指針が示されると思っておりますので、それに沿った形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 年度の初めから行政のほうからの休館要請とか、また事業を中止して、いろんな形の中でですね、指定管理者側にとっては入るものが入らないという形の中で今運営しているわけなんですけど、補填の時期というのはいわゆるその年度末で精算するのか、それとも途中で概算で精算するのか、そこら辺どうなのでしょう。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 現時点では、本年度の指定管理料の上半期分を既に4月にお支払いをさせていただいております、委員から御指摘がありましたように、合宿につきましてはこの6月19日からの全国的な往来の部分の緩和という部分も含めて合宿の動きが見えてくるんじゃないかなということで、補填につきましてはそういった状況を見ながら検討させていただきたいと思っておりますし、必要な予算については今後の状況の中で補正対応なりをお願いしていくというような考え方でございます。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、④番の指定管理については終了したいと思います。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時08分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

続きまして、総務課所管の質疑に移ります。

⑤番目の情報提供についてです。防災行政無線の放送やチラシ配布による市民への情報提供の在り方について、課題はどのようかお尋ねします。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 1本にまとめたんですけど、今回うちの委員の中でもこの件についてはいろんな意見が出ておまして、防災無線、それからチラシの在り方等について、私のほうでまず口切りをして各委員の皆さんから質疑していただくような形になっていくと思っております。

チラシにつきましては、回覧板等で適時配っていただきました。私もいいチラシだったんで、ちゃんと店に貼らせていただきまして、誰が来ても見れるように、家族でも分かるように、誰でも分かるようにということで、貼るには非常にいいチラシではなかったかなと思っています。その面でいい活用ができていないかなと思っていますが、問題は防災行政無線の使い方等について、かなり委員の皆様でもいろいろお話がありましたんで、そちらのほうに話を委ねていきたいと思うんですが、実際問題皆さん方が一生懸命情報提供した中でどのような課題を感じられたのか、まず1点お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 防災行政無線の関係でしょうか。防災行政無線の関係につきましては、この新型コロナウイルスの関係だけではなくてですね、あまりその内容を細かくとか、くどくとかしますとですね、非常に市民の皆さんからの反響が大きいわけでありまして。簡潔明瞭にしてくれというふうな話、いろいろな生活スタイルの方がいらっしゃるんですけど、交代制の勤務の方とかもいらっしゃるかとする中でですね、その表現ですとか放送の内容、表現、話し方、そういうのは非常に気を使って、いろいろ試行錯誤する中で今もまだ研さんを積んでいるといえますかですね、いろいろ検証しながら放送をしているところです。そういったところで、今回の新型コロナウイルスに関して言いますと、市民の皆さんにですね、お伝えするいろんな情報につきましては、対策本部会議のところである市から市民の皆さんにお伝えするような関係の情報を庁内でオーソライズして、それを市民の皆さんにお伝えするという、その際にですね、その当日のうちにですね、こういうことを市民の皆さんから御協力をお願いしたいというふうなことでですね、即時性をもって伝える、それが一番最も多くの方に伝わる放送だということで、非常に重要な位置づけにあるというふうなことで活用してまいりました。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと、私ども旧というか、新井は有線放送というのもあって、どちらかというとその時間帯を分けて放送されている、どっちかといえばダブルで聞かせていただいているような感じもしたんですが、その中で放送する時間帯についての考え方お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 放送する時間帯につきましては、ダブらないようにということで、一回春先といいますか、放送し始めた頃ですね、有線放送さんが鳴っているうちではないですけども、連続しながら放送するようなことがあったりもしまして、非常に何言っているんだかというかですね、混乱を招くということで御批判もいただきましたので、今現在につきましては有線放送さんの時間をあらかじめ教えていただきまして、それを外して、7時半過ぎぐらいにですね、有線放送さんの時間帯が終わった後に私らのほうで放送させていただいているところであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私妙高高原しかちょっと分かりませんが、この合併、ちょっと長い話になる、合併来妙高高原の行政防災放送については非常に間違いも多いし、聞き取りにくい。先日の大字田切の火災についても、ここにメール持っていますけども、安全・安心メールでも間違ったメールだったし、消防署のほうからの放送も間違った放送をしていると。そういう当初の消防、防災の消防署との連携だとか、市の対応だとかという理想とは最近ちょっと程遠い感じします。この間のやつも安全・安心メールには妙高町田切135と書いてある。妙高町田切135ってどこかなと。また、消防署の放送でも妙高市田135。2回放送しても同じ放送しているんですね。その辺の連携の仕方だとか、原稿のやり取りについてはどういうシステムにやられているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） その辺の不備があったことはですね、率直に認めまして、おわび申し上げます。メールのほうにつきましては、安全・安心メールにつきましては、消防署の放送が鳴った後ですね、総務課の職員のほうで安全・安心メールのほうをパソコンで打ち込んで、それで流すんですけども、そのときのチェックミスによりまして、それが流れてしまったということで、率直に人為的なミスであります。

次のその消防署のほうの放送内容のところですけども、その辺については新しい、今までですとですね、本部からうちのシステムにというか、来たときに1回新井消防署のほうを通して、そこで人為的な操作が加わって、放送されていたんですけども、今度新しいシステムにおいてはですね、直接消防本部のほうで放送したのがダイレクトにうちの防災行政無線に流れるようになっていきますので、そちらのほうに間違いがあったとすると、本部側のシステム上の、そのデジタル上の何か不備があったのではないかというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私も現地行きて、本団の人たちとも話したんですが、最初どこか分からなかったと。

団長ですら分からない。地元の人もサイレン鳴って、どこだいなと見たら、すぐ目の前の、その現場から100メートルぐらい、ちょっと高台にいた人ですけども、おっ、煙出ているんだもん、あそこだなと、そんなぐらいの放送しか分からないんです、現状はね。だから、防災無線のその放送の仕方も一考あると思います。旧新井市みたいに、例えば斐太南何丁目とか、田町何番地だとかという町名ごとに分かっているんですが、妙高高原の場合は大字二俣、大字田切、大字田口、大字関川、大字杉野沢、それともう一つは大字赤倉ですか、これで全域をカバーしているんですから、番地言われても、関川の2356ってどこだいなって全然分からないんですね、だからね。だから、そういう防災無線のお知らせの仕方も一考あると思います。

それと、緊急放送ですから、必ず、間違っではまずいわけですよ。違うところの番地言ったりさ、現地と違う放送したらまずいわけですから、その辺をもうちょっと、総務課さんの関係もあるし、消防署の関係もあるし、警察からはあまりないんですけども、そのようなもうひとつシステム的に十分検討する余地があると思います。その辺はどうですか。妙高高原の職員に聞いてもらっても分かると思います。どのぐらい妙高高原の防災行政無線が聞き取りにくいのか。先日も消防署のサイレンがウーと鳴ったけども、あと何もコメントなかったです、お昼頃。それで鳴ったかよくわかりませんが、そういうのがあるんですね。だから、それはちょっとどういうことで鳴らしたのかよくわかりませんが、それも調査する必要があると思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 防災行政無線の聞き取りにくいというのと、要は放送の音声聞き取りにくいのか、それとも分かりにくいのかということ、要はどこが例えば火事ですと住所的な要件で広くくりでなあって、番地だけ言われても分からないんでという、そのどちらなのかということでもちよっと対応の仕方もあるんですけども。

〔「両方です」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（平出 武） では、聞き取りもづらいということなんですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 放送の仕方妙高高原知らない人が放送するんだか、でも緊急放送ですので、そんな意味からでも、何をしゃべっているかまず聞き取りにくいと。間違いなくあります。実際聞いているわけだから。それと、よくあるのが緊急のサイレンが鳴っても、あとコメントがない。それは何回もあります。そういうことで、もう一つがさっきの、この間のやつはたしか妙高市大字田切135番地の何番です。それはいいんですよ。ただ、さっき言ったように田切135番地だったって田切本村もあるし、新赤倉もみんな大字田切なんですよ。番地があっても普通なら、

普通の人は番地なんか覚えていませんよ。例えばこの間は北小学校の近くだと言えはすぐ分かりますし、どここの近くだと言えはすぐ分かる、そういう放送もやる必要もあると思うんですよね。さっき言った新井の美守何丁目と言えはすぐ皆さん分かりますけど、小出雲何丁目って分かるけども、妙高高原の場合は今の話で大字でみんななくくっているもんだから、大字関川とか、関川本村、妙高温泉、池の平温泉、みんな大川関川ですよ、あの広いところ。だから、そういうその放送の仕方もまず考えていただいたほうがいいかなという提案なんですけど、どうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 分かりました。音声聞き取りづらいということでありましたら、それについては個別にですね、そういう申出があったときに機械の取替えとかですね、そういう形で対応をしたいというふうに考えております。私のうちにも入っていますけども、聞き取りづらいという放送というのはいまだかつてないというふうに考えておりますので、そういう対応をしたいと思っています。

あと、警報といいますか、サイレンだけ鳴って、あと放送しなかったというのは確かにありました。そういうのにつきましては、消防署のほうの人為的なミスですね、そういうケースが1回ありましたけれども、何回もあるというところであれば、後ほど妙高高原支所のほうにもですね、確認して、どれくらいあったのかというのをよく確認してですね、消防署のほうとまた協議して、そういうことのないようにしたいというふうに考えています。

それと、もう一点、大字のくくりでやると番地がという話ですけれども、これにつきましては上越地域消防で入っているシステム自体が上越エリア一円の中で一定同じ内容ですね、やっていますんで、そのところで改善するという話をこちらが提案していた話なんですけれども、その辺まだそういった話出していませんけれども、対応にはそれなりの時間がかかるかなと思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 多分、大きなくくりで言いますと、火災の例えば一つの例として、大字関川2365番地と言っても多分地元の消防団だって分からないと思うのです、どの辺だか。大体2000番以降というと池の平温泉地区ですからね、でも下にも2000番という番地があるんです、関川6区にも。妙高温泉にはないですけども。そういうような場所が確定できない放送だと非常に消防の出動にも大変支障を来すと思うんですから、その辺の表示、放送の仕方もね、ひとつ一考してもらいたいと思うんです。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） システム上にそういうことはかなうというか、できるのかどうかということもあるんですけども、いずれにしてもその火災等が起きた場合ですね、発生した場合、いち早くどこでというふうなことを分かるような形というよりは、それは配慮といいますか、必ずそういう対応をしなきゃいけないというふうにも考えていますので、また上越地域消防局とですね、話をする中でですね、今後対応どうなるかというのはちょっとまだ今この場では私も内情よく分かりませんので、というか、話をしてみないと分かりませんが、そういった話があるということでお伝えし、対応について協議したいというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 幾つかちょっとお聞かせください。

いわゆる戸別受信機の関係なんですけど、それぞれの地域ブロック放送入ってしまっていてね、どうも私も自分のとこでしか聞いていないからなんだけど、新井地域、妙高地域、妙高高原地域、放送時間帯というのはどんな組立になっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 全市的な放送をしている点については、3地区共通のところについては7時半からというの

で決めております。そのほかのブロックのところというか、妙高高原、旧妙高のほうの対応についてはですね、それぞれ支所を通じてですね、それ以外の時間帯を使って放送しているというふうな対応になります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） と私も思っていたんですけど、どうも聞くとね、放送時間帯がみんな違うんだよね。だから、その聞こえ方がどうなんだというのがあったりしてね。だから、もう例えばよそというか、外の話になると、いわゆる高原支所、妙高支所でもって独自放送も入りますよと、これは分かるんですよ。これの放送時間帯がどこなんだと。私は、同じ放送を同じ時間帯で聞いていると思っているからなんですけども、それでもって話するとどうも話が通じないと。みんなおかしいだろうと言っているんだけど、その時間帯というのは7時、おおむね7時半に一斉の放送やっていますよね。ところが、そのつもりで話ししても話が通じない。この人も今首かしげているんですよ。そういう、それどうなんだかちょっと確認してもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（八木清美） 防災係長。

○防災係長（保坂尚忠） では、お答えいたします。

放送の時間帯につきましては、市内一斉で行うものは19時30分で統一をして放送をしております。それぞれ支所の管轄において合併前に行われていた放送の習慣というんでしょうか、その時間帯は尊重されまして、現在も各支所管内において朝の時間帯ですとか、あと高原支所管内で言いますと夜の8時半頃猿のテレメトリーの関係の放送がなされているといった状況でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、私の感覚も正しかったんだなと。それぞれの地域で聞いている人たちのずれがあったんだと、ここは確認できました。もしこれ時間帯ずれているんだしたら、その辺の時間はどうなんだろうという、もし時間表でもってそういうのあるんだしたら出してもらってという、こういうのも思っていたんです。時間差はないということでもって、一斉は一斉だということですよ。

昨日の夜だったと思うんですけども、大雨警報の関係で機械音声で放送入りましたよね。そういうのもどだけの人が気づいているかなと、私のほうが気になっているような状況なんですよ。ああいうときには何かちょっとというのはあったほうがいいのか、いきなりあれだけでいいのかという、その辺もあるんですけども、一応警報段階ですんで、その辺のところはちょっと工夫したほうがいいのかなと思ったりもしたとこなんです。機械放送だったというのを果たしてこの中でも皆さんどだけ認識しているかだったんですけども、それは後で。その辺の工夫というのはどうでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回放送されましたように、Jアラートが鳴って、緊急放送という形で一斉に流れたんですけども、通常警報の段階ではですね、Jアラートといいますか、ああいう戸別受信機とか、一般のこの外のですね、防災行政無線を使って流すということはなかったんです。はっきり言って、私らも何で鳴るんだというところで、原因とかいろいろ調べてですね、市民の皆さん、今まで鳴らなかったものが急に鳴る、それも大音量に鳴ってくるということで、その辺の調整をしましてですね、今回新しいシステムに切り替わった中でですね、そういうふうなことが発生していますので、その辺の対応を行って、従来どおりといいますか、の対応にできるように今もう既にシステムのほうを変えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そのことをね、私はね、しっかり皆さんやってもらっているんでね、放送も簡潔明瞭にやっ

ていただいています、私は聞いていて、私は褒めないんですけども、うちのお母ちゃん、この放送はしっかり分か

っていいよねといつも褒めています。余計なことを言わない。余計な抑揚はつけない。とにかく言いたいことをきちんと伝えている。そういうのもってね、いつも言われています。俺いつも聞かされているんだけどね。そういうのを含めた中で、やっぱりね、今回新型コロナの関係もありますけども、防災行政無線という位置づけの中で緊急放送はボリューム対応関係なしにまともな音で出るわけなんだけど、そうでないのはみんな絞っているというのもあったりするんですよ。果たしてどれだけの人がしっかり聞いていてくれるのかなど。そんなのおら知らねえとか、おら聞いてねえとかというのを、よくではないんですけどね、たまにあったりするんですよ。けども、やっぱりこういう情勢下の中で防災行政無線という位置づけで出している以上は、必要なときにはちゃんと聞いてもらわなきゃいけないし、例えばなんですけども、Jアラートもそうなんですけどね、防災絡みでもって試験放送をやっていますよね、Jアラートはね。たまにはその防災行政無線で屋内放送のあそこでも聞き取り云々という形でもってやってみたらどうだろうと。しょっちゅうやられると困るんだけどね。けども、例えばの話、警報が出たとかなんとか言ったときにちょっとそういうテスト放送ですみたいな形でね、有線放送もたまにやるんですよ、機械上の関係でということ。要するに機械チェックですって言いながらそういうのをやるんだけど、これ防災無線もう一度やってみたらどうですかね。そういうことをやりながら、やっぱり本当に聞いてほしいことは皆さんから聞いてほしいんだというこの意思でもってね、やってみるというのも一つの方法かなというふうに思ったりしますけども、もしそういうのあったらまた検討していただければと思います。私は、中身を掘ってそれ以上は言えません。

○委員長（八木清美） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次、⑥番に移りたいと思います。

避難所対応についてです。災害発生時の避難所の運営体制について、新型コロナウイルス感染症の感染対策はどのようなか。

天野委員。

○天野委員（天野京子） このたびの6月議会は、全国どこでも新型コロナ議会という感じだったと思います。妙高市でも避難所の対応については様々な角度から一般質問が出ておりましたので、今回ちょっと確認の意味で教えていただきたい、また質疑をさせていただきたいと思います。

まず、避難が長期にわたるとき、コロナだけではないですよ、新型コロナも新型じゃなくなって普通のコロナウイルスという、もう当たり前ウィズコロナになってくるわけですので、避難所が長期にわたったとき、お答えの中に旅館やホテルを利用するというのも考えていると、関係団体と協議を進めているという答弁があったようですが、どのように進めておられますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回新型コロナウイルスの関係で言いますと、避難所における密な状態を回避するというところで、様々な対策が取られるということでもあります。その中でですね、県からは県の旅館連合会などを通じてですね、各代表の窓口、いざというときにここの窓口の方と調整をしてくださいという窓口の方を紹介していただいているのが一つあります。それ以外にもですね、以前より妙高市の場合、避難所生活が長期にわたった場合、仮設住宅を建てるよりも、一般に言いますと市営住宅で空いているお部屋ですとか、そのほかにやっぱりそういう災害があったときに当然旅館業のところにも影響が出るわけですね、風評被害等ですね。そういったことも含めまして、旅館とかですね、のほうを活用させていただくということを検討しました。現に3.11といいますか、東日本大震災のときにですね、福島県の方が避難されたときには国立青少年自然の家という宿泊施設を御提供させていただいて、

そこで対応させていただいてという事例もありますとおり、市の特徴としてそういうふうなお部屋がある、旅館がありますので、今回につきましてはDMOといいますかですね、ツーリズムマネジメントの皆さんとですね、協議して、いざというときは部屋出しをしていただくと、その辺の調整をしていただくということですね、調整をして、調整といいますか、調整を行っているというところであります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 分かりました。非常にいいアイデアだと思いますので、ぜひとも目に見える形でこのように政策を計画しているということが市民に分かると非常にいいのではないかと思います。

2点目の質疑なんですが、災害時においてですね、たまたま非常用発電設備の関係のところでは新潟県が新潟県石油業協同組合と締結している協定を利用して、即座に給油が必要となった場合は給油される体制ということで、このようにこのガソリンとか灯油とか、そういうものだけではなく、災害時応援協定というものを様々な民間団体と結んで、備品を直接すぐ納品していただく、要は備蓄しなくてもそのように協定を結んで、すぐさま納品してもらうという、そういう災害時応援協定という形でやっている地域もあるようなんですが、妙高市はそのような協定を組んでいる物品ってあるんでしょうか。

○委員長（八木清美） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山 豊） 妙高市と県の先ほどの関係もありましたけども、独自に物資の関係についてコメリさんとか、そういったところとの協定を結んでございます。また、姉妹都市というかですね、災害時には関係市町村のほうとも今東海村さんとかですね、北名古屋さんとか、そういったところも協定結んでおりますので、そういったところから物資の派遣をいただくといった状況になるかと思います。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 以前ですね、私が液体ミルクの話をしたときに賞味期限が短い、また高価であるということもありまして、なかなか納品してもらうには厳しいかなと思ったんですけども、実はこのように粉ミルクもそうですけど、賞味期限が結構厳しいものについては協定結んで、すぐに納品してもらえば備蓄しなくていいので、そういう意味でいろんなものを確保できるのではないかなと思っています。特に赤ちゃんのものについては、離乳食も含めて非常に、いざとなれば必要ですけど、ふだんなかなか使うと言われると使っていない部分はあります。実際にこういうものを協定を結んでおられますでしょうか。特に子供のものですね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今の御指摘のその生鮮、生鮮といいますか、消費期限が非常に短いものについての備蓄等ですね、協定というのは、今現在正直言いましてまだ結んではおりません。1つには備蓄をする、各店舗ごとに結ばせていただくと、店舗自体でもうその辺のリスクを抱えることになりまして、なかなかその辺困難なところあるのではないかなというのは1点あります。したがって、先般もそういったことから協定を結ぶ前にですね、ある程度市としても備蓄して、それを消費期限が来た場合については、今現在ですけれども、保育園とかですね、そういったところで使用していただいたり、給食の一部に使用していただいたりという形の中でですね、対応してしのいでいるといいますか、対応させていただいているところです。確かにそうはいいましても、そういう消費期限が短いものにつきましてもですね、できる限りそういう協力をしていただけたら、特にメーカーみたいな大きなところですね、1日目からすぐ来ないにしてもですね、2日目、3日目という中でですね、生産拠点のほうから送り込んでいただくような形とかですね、そういったことも検討していく必要はあるかなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 3つ目の質疑です。

このコロナになりまして、必ずしも大きな避難所にたくさんの人が集まるということは回避していかなければいけない中で、地元であれば自宅もありますけども、町内会館等に集まるケースもあろうかと思えます。実は私も地元の町内会の役員をやっていたときに、補助金で結構防災備品って買うことができますよね。かなりその感覚の高い町内は多分1年間に15万ぐらい補助金が出たような気がします。もう目いっぱい買って、毎年毎年、かなりの防災用品が集まる。逆にそういうことに関心を持たれていないわけではないんですが、関心がいかないような地域であると、そういう補助金がせつかくあったとしても買いそろえるというのがなかなかできていないかもしれません。しかし、どの町内にどのようなものが大体備品としてそろっているかというのは、皆さんのところに何を買ったという領収書、あと写真とかが行くはずなので、大体それはつかんでおられるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 防災係長。

○防災係長（保坂尚忠） お答えします。

補助制度が始まりましてから各自主防災組織の皆様が購入されたリストにつきましては、私どものほうで把握しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） そうですね。その補助金で買えるものの中に例えば水とか食料とか衛生用品、そういうのも含まれますか、それともそういうものは駄目なんでしょうか。

○委員長（八木清美） 防災係長。

○防災係長（保坂尚忠） お答えいたします。

消耗品の類いのものにつきましては、補助制度の対象にはなっておりません。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 分かりました。例えばですけど、先ほどのように避難所ではなく、身近なところに集まるといったときに、取りあえずしのげるようにしておかなきゃいけないのは町内の、町内会費を集めている町内がじゃ各自やると、消耗品についてはそういうことによるんですね。

以上で終わります。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 町内会で備蓄するとかという話、それらもあってもいいんですけども、原則とすればですね、市として市民の皆さんにお願いしているのは、3日分ぐらいのですね、自分の食糧、あるいはお子さんがいらっしゃるとすれば3日分ぐらいの、2日ですね、そういったものについては備蓄していただきたいということですね、日頃呼びかけているところですので、各町内で対応というよりも、そうなるその個別の町内会館等にもですね、そういうふうな人が集まったり何かしたときについては、なかなか町内で消耗品等ですね、買うというのは、それぞれ厳しい財政状況の中で各町内も厳しいと思いますので、できれば各自、個人で頑張って蓄えたものをリュックにしょって、みんなで集まっていたきたいということを市としては呼びかけたいというふうを考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今課長のおっしゃったことは当然だと思います。あまりにも市がしっかりやり過ぎると、逆にそこへ行けば飲めて、食べれて、何とかなるというような安心なのがちょっと別の意味で楽々して何も持たずに行ってしまっているケースも見当たりました。前回の水害のときも、たまたま子供のお菓子をたくさん持っていったお母さんが周りの子供が欲しがるので、分けてあげたと。だけど、よくよく考えてみたら、自分の家の何を持

ってこないだろうと思ったと。あまりにも親切過ぎるのもどうなのかと思った私の感想だったんですけど、ある程度家の中からはしばらく耐えしのげるものは持つてくるというのもやっぱり呼びかけたほうがいいなと思いましたので、今後何かの機会に要するに家からこんなものを常日頃用意しておいてくださいというのをさらに強力に呼びかけていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今天野委員が言っていたような話はね、昨年の台風の避難のときですかね、そんな絡みの中でもって、避難所行けば緊急のもろもろというかね、形の中で飯もらって、食ってこられるなみたいな感覚の人がいるという話も聞きました。これはもつてのほかだなど。状況において違うわけなんでね、これはそれぞれ徹底していかんきゃいけないというふうに思うんですが、そういうことをやるのは誰なんだということになると思うんですよ、指示するのが。避難所対応でいったときには、やっぱりそれを市の職員に要求するんじゃなくて、地域の防災士であったり、役員さんだったり、いう人たちがきちんと対応していくというのが私は筋だと思っております。当然自主防災がありますんでね。

それで、ちょっと確認しておきたいんです。先日の一般質問で停電対応といったときに、発電機の話がありました。発電機についても消防団と、自主防も持っているんですね。自主防も持っていて、消防団も持っていて、市役所があるんです。数もあのとき報告されまして、数を云々じゃないんですけども、市役所がある10台というのは、これ容量でかいんだと思うんですね。消防団の126台というのは、これ何ワットぐらいになるのかなど。取りあえず今その記録でもってありましたらちょっとお聞かせいただきたいんですが、自主防災に配備している発電機、それから消防団の発電機、市の発電機、これ出力どのぐらいですか。

○委員長（八木清美） 防災係長。

○防災係長（保坂尚忠） お答えいたします。

自主防災組織で購入した発電機につきましては、家庭用の発電機のタイプのものでございまして、比較的規模の小さいものとなっております。消防団が所有している発電機につきましても、ほぼ同様のサイズとなっております。市役所で所有しているものにつきましては比較的大きなものもあるんですが、どちらかという和家庭用に近いものが多数備蓄しているといった状況でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） だと思うんです。市で持っているからといっても、いつも連合演習といいますかね、あのときの発電機はあれ容量でかいやつ、いつも目にするのはあのでかいの2台あります。あと自主防も消防もつけている発電機というのは、災害現場を投光器で照らすという程度の容量であるんで、消防が持って歩いている投光器というのは、300ワットの投光器を持って歩いているんですね。それが耐えられるようにということなんで、恐らく500ワットくらいしかないのかなどといったときに、例えば避難所対応でいったときに、じゃ発電機を回して、照明で云々といったときだって、それも状況にもよりますんでね、場所にもよりますんでね、どうなんだと。それでなんです。今消防が持っているのは、恐らく300ワットの投光器ね、あれせめてLEDにしてもらおうと容量的な問題でかく違って、あからさま違って、いうのがあってね、そうすると今300ワット1台しか投光器使えていないけども、LEDにすると2台使えるよってあるんでね、これぜひ検討していただきたいというふう思うんです。

それと、消防団についてはまあまあの思うんですけども、自主防災で持っている発電機の管理がどうなっているかなというのが私はちょっと心配なんです。この発電機というのは定期的にチェックしておかないと、いざといったときまずエンジンかかりませんからね。だから、その管理がどの程度どうなのか、燃料も含めて、いうのがあります。この辺のところもそれをどのスパンでやればいいのかというのは、それは機械屋さんの関係なんで、私

はそこはちょっとスルーしますけどね。そういうのが必要だよということを認識していもらう必要あるのかな。近間の、例えば消防と自主防との発電機で持ってきたら、どこの避難所ではどのくらいのことができるかなというのもある程度視野に入れておくといざといったときに楽かなという、こういうふうに思ったりもするんですけども、この辺のところはいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 概括的にお答えさせていただきます。

というのは、各自主防災組織もいろいろ差があるというふうに考えています。非常に備品そのものについてもすぐ潤沢、潤沢といえますか、整備の整っているところから、ほとんどノーマークみたいなところもあったりとかするとこあると思います。そういった中で自主防災組織のその年間の訓練率というのはですね、75%ですかね、年間それくらいにとどまっているところです。議会の本会議といえますか、一般質問でもお答えしたんですけども、この75%をいかに100%にして、毎年1回は訓練をしていただいて、そののどこに集まって、じゃいざというときどうするんだと。そのときに発電機もかけてみるとかチェックしてみると、ああ、動くねと、光はこうやってやるとつくんだというふうなことを確認していただく中で地域の皆さんがですね、それぞれ自分たちの持っているその資機材も含めてチェックする機会というのは最低でも年1回には確保してですね、いざというときに備えていただくというふうなことを引き続き呼びかけたり、こちらから入って行ってですね、一緒にどうですかというような形の中で対応してまいりたいと思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 避難所のちょっと中の備品についてお伺いしたいのですが、いろいろマスコミ等で報道されていますけども、例えば中のそのコロナウイルスというのは床にもあるし、そこも注意しなくちゃいけないし、飛沫もあるしということで、とりわけそのプライバシーといえますか、確保するかが問題だというような放送の仕方ですけども、例えば1つはこの間テレビでやっていましたけども、個別テント、1人用のテントを備えつけたらどうかとか、それから床から離れた、いわゆる段ボールベッドを備えつけたらどうかとか、飛沫を防ぐためにパーティションというようなことがありますけども、その辺はこれからやっぱり長い目でコロナ対策とかなれば備えていかなきゃいけないと思うんですけども、その辺のお考えいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回新型コロナウイルスの関係で、プライバシーも含めてその飛沫感染を防ぐということみたいなのを非常に配慮しなければならないということで、先般5月20日ぐらいにですね、県のほうからこういうふうなことでという指針が示されてきたところです。それ以前からもう段ボールベッドですとか、パーティションとかというものについての必要性というのは検討してきたところなんですけれども、改めてそういったものが必要だということで今指示も来ています。

それで、まず第一義的に今後市民の皆さんにもですね、検討の過程でいろんな市民の皆さんの意見も聞きながら対応しなくちゃいけないんですけども、災害対応のときの初期対応としてですね、一般質問のときも少しお話をさせていただいたんですけども、災害が発生しましたという、その緊急でもう避難命令が出たときの一瞬来たときに既にぱっとパーティションができて、段ボールベッドが用意されていて、さあ、皆さんここでお休みくださいという体制はこれできまませんと。そこんところをまず1日目、2日目は命をつなぐタイミングといえますか、期間ですと。ここである程度落ち着いて、落ち着いてといえますか、災害長引くときがあるんですけども、それでどうしても帰れない方が出てきました。2日目、3日目、4日目ですかね、そういったところについてはパーティションとか段ボールベッドを用意して、その数日を過ごしていただくと、さらにそれでもまだ長期化する場合について

は、先ほど天野委員さんのお話にあったとおり旅館とか、そういったところ、あるいは市営住宅とか、そういう空いているお部屋を用意させていただいて、そこで生活してと、そういうふうなその時期、時期、時期という形、命をつなぐ短期と、中期というか、数日間と、それから長期という、そういうのをちょっと整理してですね、市民の皆さんにお知らせして、こういう状況です、だから最初の3日間は皆さんのほうからもある程度の備蓄品、備蓄品というか、いろんなものを蓄えてもらって、持ってきていただきたいと。もしかすればちょっとお尻痛くなるというんだったら座布団を用意していますと、それは……すみません、よく検討しないで言っちゃいけないんであれですけども、そういう必要な物品も併せて持ってきてやるみたいな形の中でですね、対応していかなくちゃいけないかなと思います。

それで、おっしゃったそのパーティションとかですね、段ボールベッドについては、必要数についてはたしかに必要だなというふうに考えております。先般も防災担当の課長会議があって、段ボールベッド500とパーティション500スパン分ぐらいいっていますかですね、そういったものについては新潟県のほうで用意して、そういう災害のあったとこにブッシュ式でまず送り込んでいきますよというふうなことは聞いております。ただ、それはそれとして、市としてもですね、一定量ですね、段ボールベッドとパーティションについてはですね、必要だろうということで、今後の国の交付金等を活用してですね、そういったものを用意していきたいというふうに考えています。

それと、あと飛沫感染の話で、感染が疑われる方については、今回例えば学校ですと一般教室も含めて開放していただくということで、各校長先生といえますか、管理者の皆さんから御理解いただいておりますので、一人一人もう別室に動線を分けて、最初にこうやって……すみません。接触なしで分けてですね、そちらのほうにちょっと御家族ごとになるか、単独でという形になるかは別にしましてもですね、分かれていますので、特別なちょっとスペースを用意したいと、そういったことで対応したいというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 備品についてはね、これはもう一どきに100%というのは絶対無理だし、またさあどうぞという状態でも、これは無理です。それは市民の皆さんに御理解をいただくということで、これからやっていかなくちゃいけないんですけども、今のコロナウイルスと、1年や2年で収束しないというのはもう分かっていますので、それに備えての対策が必要だというふうに思います。

それと、もう一つは、今基幹避難所とそうでない避難所何か所かありますけども、今のコロナ対策でいくと今までの避難所では足りないですよ。今の2メートルとか1メートルとかという間隔、それから個別テントをやりなさい、パーティションをやりなさいといったら、とても今の、例えば妙高高原でも妙高高原体育館、あれ避難所ですけども、あそこだってそういう理想的に言えば何十人も入らないですよ。その辺も足りない場合は今のホテルとか旅館ということもありますけども、その前にやはり学校をもう一つ指定するとかという対策は必要ではないかと思うんですが、それいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今のことで、既にですね、学校関係についてはもう体育館だけではなくて一般教室もということで先ほどお話をさせていただきました。そのほかに、今出ました高原体育館で言えば、従来のその避難スペースで言いますとですね、約1500平米ほどだったんですけども、そのほかのいろんな部屋を開放してもらうとですね、最大で言うと約4500ぐらいのですね、3倍ぐらいのスペースが生まれてくるんです。それが全部活用できるかは別なんですけれども、ただそういったスペース、2平米で、今まで1人当たり2平米のですね、面積でカウントしていたんですけども、それが今回新型コロナウイルスで言うと大体4平米ぐらい、倍のスペースが要りますということで換算してやっています。そうしますと、妙高高原体育館で言いますと、従来約385人というか、400人

ぐらい収容できるだろうというところを大体800人ぐらいの倍ぐらいのスペースで、それだけでですね、今までよりも倍ぐらいの収容力が部屋を拡大するとできるだろうというふうなことでですね、想定しています。まず、それが1つと。

ただ、そうはいつでもですね、そこがあふれたらどうするんだということについては、現在指定避難所というふうなことのほかに、既にそれぞれ幾つかの施設についてですね、その今の指定避難所のところの周辺の避難所についてはですね、緊急にまた開放していただきたいところについてはそれぞれ個別にですね、当たるといふことですね、リストアップしてですね、今各施設管理者とですね、調整に入っています。それぞれ体育館なら体育館、中学校だったら中学校の体育館、次教室に拡大します、次近くにある中央小学校で言えばわくわくランドにします、あそこの保育園にしますとか、そういうふうですね、順列といいますか、整理して、順位をつけて、じゃ中央小学校いっぱいになったら今度ここだよというふうな表は一覧表にしてつくって準備はしております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 災害とか、こういうのはもう仕方ない面もあるんですけども、ただそれに向かってやっぱり最善の努力するというのが、行政もそうですし、市民の皆さんもそうなんですけど、極力100%ということを目指して、それ何年かかるか分かりませんからね、やっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次に⑦番の職員対応についてお尋ねします。

市役所職員が行った5月11日から22日の分散勤務について、課題はどのようなか、また改善すべき工夫はどのようなか。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私が1番の名前になっているので、私からいかせてもらいます。

今回のコロナウイルスに関しましては、本当に3月からここまでの間、市の職員の皆さん本当に頑張っていたなというふうに思っております。ある面で敬意を表したいと思います。おかげでゼロという数字が続いてきているのではないかなということを思っています。この質疑については、村越議員が既に一般質問で質問をしております、答えとして分散勤務者とのコミュニケーション、それから業務把握の方法、本庁職員の窓口業務の負担増などと、いろいろの課題が見つかったというお話も聞いておりますが、一方でまた企画立案、データ処理などの業務、集中できたということも聞かせていただいております。そんな中で今回この分散勤務をするときの基本的な分散をする考え方をまずお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えさせていただきます。

分散勤務につきましては、やはり今回の新型コロナウイルス対策の特徴であります密を避けるといいますか、そういうことを基本に置いてですね、対応をさせていただきました。そういった意味からしますと、今後ですね、今第2波に対する準備、準備といいますかですね、心構えとしてですね、備えなければいけないという心構えありますけれども、そういうまた再度の感染があった場合、市内に感染者がついに出て、市内において流行を始めたというふうなとき、流行が始まったというとき、さらに言うと市役所職員で感染者が出たというとき、そういったケースですね、この分散勤務というのは発動といいますか、採用して対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この5階にもガス水道局が来られたわけですが、妙高地区からここまでの仕事分散になったということで、職員も正直言って妙高高原から新井までの広い範囲の住居に住んでいるわけですから、逆に分散勤務で勤務距離が延びちゃったというような形になると、またこれは課題も残してしまうのではないかなと思うんですが、その辺は考えて移動されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（長谷川賢治） 今回の分散勤務に当たりましては、市の例えば係を3分割にすることを基本的にやったわけなんですけど、勤務先については遠くなった職員もおりますし、逆に近くなった職員もおります、一長一短あるかなと思っております。今回その通勤に対しましては、実証実験ということもありましたので、本来であればその支所のほうへ直接私用車で通勤するのが本来であると思うんですが、今回につきましては半分以上の職員は一回本庁舎に出勤して、公用車に乗り換えて行ったということで、そういったやり方もちょっと加えさせていただきました。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） いろんな工夫が必要だと思います。今回は、確かにテストパターンで、本番はこれからになってほしくないんですけど、訓練というか、いち早く対応できるようなことが市の職員に一番求められているものだと思いますので、その辺の対応お願いしたいと思うんですが、今回見えてきた課題、それからこういう工夫がまだ必要なというのがこの前の質問のほかにまだあったらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（長谷川賢治） 今回ですね、いろいろと改善すべき点が見つかったわけなんですけど、こちらにつきましては今動き出しているものもございまして、例えばコミュニケーションが課題ということでありました。今回各会議室に今電話を1本だけ置いて、五、六人の職員が勤務していたわけなんですけど、やはり本庁とのやり取りだとかができないというのがありましたので、今メールだけじゃなくてですね、ラインのようなチャットができるシステムというものを今取り入れている自治体もございまして、今妙高市役所におきましても企画政策課が中心となりまして、そのチャットのシステムを実証的にやることで今もう既に6月入りまして、入れ始めているところであります、それを今後ちょっとテスト的にやっていきたいと思っておりますし……

〔「パソコン使ってやるんだ、従来どおり」と呼ぶ者あり〕

○総務課長補佐（長谷川賢治） はい。パソコンの中でその複数の方とやり取りできるような、そういったものを今考えております。

また、本庁と支所間の関係でウェブ会議システムですかね、それを今入れるように考えておりまして、支所のほうと本庁のほうとのやり取りがその画面を通して分かりやすいような対応で会話ができるようなものも今順次整備しているところであります。

また、窓口業務の負担増ということに対しましては、今市民税務課のほうでICTを活用した行政手続の支援システムということで、タッチパネルでタッチしていくと自分がどの申請が欲しいのかというのが分かるような、そういったシステムの実施も予定しているところであります。

そのほかにつきましては、例えば電子決裁だとか、あと勤怠管理システム、また電話のほうではある自治体によってはスマートフォンで内線電話を管理するような、そういったものも今出てきておりますので、そういった新しいシステムにつきましても今後また検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 1つだけお聞きします。

私も妙高高原支所へ分散勤務された方もお会いしましたが、支所と分散勤務されたその関係と申しますか、コミュニケーション、あくまでも本庁の職員だから本庁だけでいいのか、それとも支所へ勤務しているんですから、支所とコミュニケーションも私は必要ではないかと思うんですが、その辺はどういう関係になっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 本庁職員が支所へ行って、俺本庁職員だからといってまるっきり別ルートでという話というのはなかったかなと思っています。本庁以外と申しますか、分散勤務をすることによって複数課の人が同じ部屋に来て、今まで違った課の人間といろいろ話もできて、いろいろ今までと違ったコミュニケーションの場ができたということで、いい点でそういったことを挙げた職員もいました。支所について言いますと、そういう支所の皆さんとも同じ職員同士ですから、当然コミュニケーションもあったと思いますし、さらに言うと今回定額給付金の関係です、支所の窓口にお客さんがちょっと集中したときには、その支所に配置されている本庁職員がそこにお手伝いに行ったりとかしてですね、そういうやり取りもさせていただく中でですね、一定、同じ市の職員同士ですから、コミュニケーションが確保されていたというふうな認識であります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私のちょっと勘違いかもしれませんが、例えば場所が同じエリアでやられるのかと思っただら全然支所と別の保健センターということで、ちょっとその辺のコミュニケーションはどうなのかなということでもちょっと疑問に思ったものですから。いずれにしろ同じ職員ですので、やっぱりケースによっては支所の職員とコミュニケーションが重要な場合も出てきますので、その辺はひとつこれからもスムーズな分散勤務をしていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1点だけお願いしたいと思います。

今ほど、いわゆる分散勤務の中で課題等いろいろお聞きしました。それで、これからもですね、先ほどやっぱり第2波みたいな形の中で絶対ということはないので、また職員の中からも出るおそれも考えられます。そうした場合の、この前の資料の中での市役所の対応の中に在宅勤務というような形の計画みたいなものがあるんですけども、今までのこの分散勤務したものの課題等を捉えた中で、こういう在宅勤務というものを実際に試行するのかどうか、そこら辺をどのようにするのか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 大枠としてお答えさせていただくんですけども、今企画政策課のほうですね、在宅勤務と申しますか、テレワークに必要なシステムについてのその研究と申しますか、導入についてですね、先般も予算をいただく中でですね、認めていただく中で準備を進めております。今後なんですけれども、7月中旬にテレワークデーというのがですね、国全体であるんですけれども、そこに向けて試行というかですね、をした中で、今回の分散勤務と同じように試行する中でですね、いろいろ問題、課題点を拾い上げていきたいというふうに考えております。ただ、今回テレワーク等についてはセキュリティーの関係、あるいは個人情報の関係、どういった業務を持ち出すかというものについて非常に、考えるとハードルが高い面いっぱいあるんですけれども、今回どうしても新型コロナウイルスというところの対応の中でえいやってやっているとこが多いんだというふうに考えております。そういった意味では、テレワークありきじゃなくてですね、いろんな中で職員がどうしてもテレワークでなきゃ対応できない、あるいは感染が疑われるんで、2週間待機してないさいたいな中でですね、仕事を持っていくところ、その辺の運用については試行した上でその辺の問題、課題点を整理して、ちゃんとした対応のマニュアル

ルというか、プランニングをしていきたいというふうには考えていますし、あとこういった業務がという拾い出しは今してあるんです。二千幾つうちの業務あるんですけども、その場合の一応分散勤務というか、持ち出しでできますよという仕事については、大ざっぱにやると10%ぐらいしかなかったんですね。少しでも業務の一部にセキュリティの関係とか個人情報があるとできませんという形になっているんですが、そういう業務ごとのくくりで見るとそういう形になるんですが、ただ仕事のやり方としてプランニング、計画を立てますとか、企画立案をしますみたいなのは、そんなセキュリティも何も関係ないんで、そういうのはすぐどんな業務でもできるかなという、そういう業務の種類みたいなどの分類からして、こういう種類みたいな指定の仕方もありかなと。いろいろちょっとその辺、先進事例もいっぱいありますんで、そういうところのちょっといいとこ取りをした中ですね、参考にしながら対応してまいりたいというふうを考えております。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、総務課所管について、⑥番、⑦番通してありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようです。

それでは、以上で所管事務調査が全て終了いたしました。

所管事務調査の報告につきましては、調査結果報告書を議長に提出いたします。その後、本会議最終日に諸般の報告として報告書の写しが配付され、その後の全員協議会において報告を行います。

なお、報告書につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

これにて所管事務調査を終わります。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（八木清美） 次に、閉会中の継続審査（調査）の申出について協議しますので、執行部の皆様は御退席ください。大変ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（八木清美） 引き続き、閉会中の継続審査（審査）の申出についてを議題とします。

お諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、お手元に配付の資料のとおり申出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、お手元の配付の資料のとおり、申出することに決定されました。

あわせて、視察の日程についてお諮りします。

管内調査については6月30日火曜日、閉会中の所管事務調査の日程については正副委員長に御一任いただき、実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は6月30日、閉会中の所管事務調査の日程については正副委員長に御一任いただき、実施することに決定されました。

なお、細部については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

○委員長（八木清美） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもちまして総務文教委員会を散会します。大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時16分